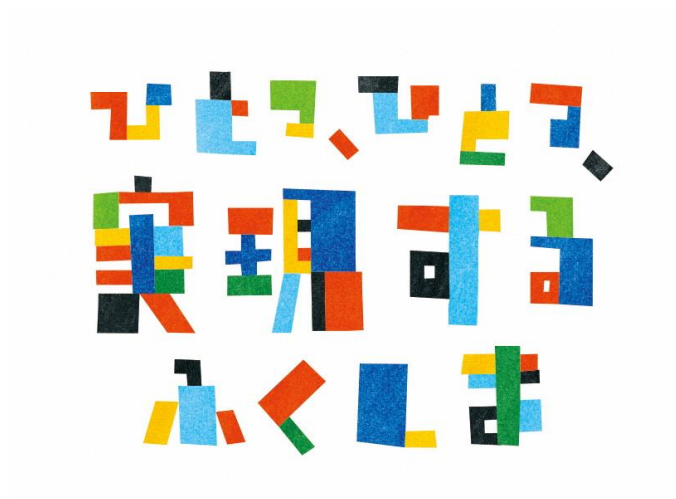


令和 7 年度

福島県の避難者支援事業一覧



福 島 県

(令和 7 年 4 月)

目 次

(カテゴリーの説明)

・ 県内：県内避難者向け、県外：県外避難者向け

・ 対象者の区分 ○：個人 ■：事業者 ▲：市町村、支援団体、その他団体等

分 類	ページ	県内	県外
1 住まいの支援			
○借上げ住宅の提供	1		
① 借上げ住宅(民間賃貸住宅)の提供	1	○	
② 入退去管理の支援	1	○	
○復興公営住宅の入居支援、住宅再建等の支援	1		
① 復興公営住宅の入居支援	1	○	○
② 空き家対策総合支援事業	2	○	○
③ 被災者生活再建支援制度	2	○	○
④ ふるさと帰還支援事業	3	○	○
⑤ 福島県避難市町村生活再建支援事業 (避難市町村家賃等支援事業助成金)	3	○	○
⑥ 避難者住宅確保・移転サポート事業	4	○	○
2 仕事のこと			
○経営・事業継続の支援(商工業)	6		
① ふくしま復興特別資金	6	■	
② 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業	6	■	
③ 原子力災害被災事業者事業再開等支援事業	6	■	■
④ 原子力災害被災地域創業等支援事業	7	■	■
⑤ 中小企業等復旧・復興支援事業	8	■	
⑥ 空き工場等の紹介	8	■	■
⑦ 被災中小企業施設・設備整備支援事業	8	■	
⑧ 特定地域中小企業特別資金	9	■	
⑨ 福島相双復興官民合同チームによる事業・生業・生活の再建の支援事業	9	■	■
○経営・事業継続の支援(農林水産業)	9		
① 福島県営農再開支援事業	9	▲	
② 農家経営安定資金(原発事故対策緊急支援資金)	11	■	
③ 農業近代化資金(復興)	12	■	
④ 東日本大震災漁業経営対策特別資金	12	■	
⑤ 農家の意向把握(営農相談等)	13	■	
⑥ 原子力災害12市町村農業者支援事業	13	■	
⑦ 避難農業者経営再開支援事業	14	■	■
⑧ 福島県高付加価値産地展開支援事業(推進事業)	15	■	

○雇用・就労支援	15		
① 就職支援	15	○	○
② 離職者等対象の職業訓練の実施	16	○	○
③ 復興雇用支援事業	16	○	○
④ 男女共生センターチャレンジ支援相談事業 (就業や再就職、起業、内職等に係る相談)	16	○	○
⑤ 被災地の福祉・介護人材確保支援事業	17	○	○
⑥ ナースセンター事業	18	○	○
⑦ ふくしまで生活基盤を築くための高校生支援事業	19	○	○
3 暮らしの支援			
○生活支援	20		
① 避難者見守り活動支援事業(被災者見守り・相談支援事業)	20	○	
② 生活福祉資金の貸付	20	○	○
③ 生活保護法による支援	21	○	○
④ 福島県勤労者支援融資制度	22	○	○
○コミュニティ形成	23		
① 生活拠点コミュニティ形成支援事業	23	○	
② ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (県外避難者帰還・生活再建支援事業)	23		▲
③ ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (県外への復興支援員の設置)	23		○
④ ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (生活再建支援拠点の設置)	24	○	○
⑤ ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (県内避難者・被災者心の復興事業)	25	▲	
⑥ 地域創生総合支援事業(サポート事業)	25	▲	
⑦ ふるさと・きずな維持・再生支援事業	26	▲	▲
○情報提供	26		
① ふるさとふくしま情報提供事業	26	○	○
② 帰還支援アプリ	27	○	○
○治安対策	28		
① 防犯教室、防犯講話の開催	28	○	
② 巡回連絡等の戸別訪問活動による各種相談・要望等の受理	28	○	
○交通安全対策	28		
① 出前型・体験型交通安全教室の開催等による交通安全指導	28	○	
○交通手段の確保	29		
① 避難地域における広域幹線確保事業	29	■	
② 市町村生活交通対策事業	29	▲	

○移動支援	29		
① 警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置	29	○	○
② 母子避難者等高速道路無料化支援事業	30	○	○
③ 原発事故の避難者に対するあぶくま高原道路の無料措置	30	○	○
④ 母子避難者等に対するあぶくま高原道路の無料措置	31	○	○
4 心と体に関すること			
○心のケア	32		
① 被災者の心のケア事業	32	○	○
② ひきこもり相談支援センター事業	32	○	
③ 子どもの心のケア事業	33	○	○
④ 女性のための相談事業	33	○	○
⑤ 東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業	33	○	○
⑥ 男女共生センター相談事業 (生活全般、法律関係、健康関係に係る相談)	34	○	○
○健康管理	35		
① 被災者健康サポート事業	35	○	○
② 県民健康調査事業	35	○	○
③ 福島県避難者検診体制整備事業	37	○	
○高齢者支援	37		
① 高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業	37	○	
○医療支援	38		
① 警戒区域等医療施設再開支援事業	38	▲	
5 子育て・教育のこと			
○子育て支援	39		
① 産前・産後支援事業	39	○	○
② 子ども健やか訪問事業	39	○	
③ 児童の養育相談	39	○	○
④ ふくしまキッズパワーアップ事業	40	○	
⑤ ふくしま‘食の基本’推進事業	40	▲	
○教育支援(奨学金・就学支援など)	41		
① 東日本大震災子ども支援基金給付事業	41	○	○
② 被災児童生徒就学援助事業	41	○	○
③ 私立学校の被災児童・生徒等に対する就学(園)支援	42	▲	
④ 高校等奨学資金貸付事業(福島県奨学資金震災特例採用)	42	○	○
⑤ 介護福祉士等修学資金貸付事業	43	○	○

6 税金のこと			
○税金の減免等	44		
① 法人県民税	44	■	
② 個人事業税	44	■	
③ 不動産取得税	45		該当ページを確認
④ 自動車税種別割	46		該当ページを確認
⑤ 軽油引取税	46		該当ページを確認
⑥ 特定復興産業集積区域に係る県税の課税免除	47	■	
⑦ 福島復興再生特別措置法に係る県税の課税免除	47	■	
⑧ 県税の減免・徴収猶予・納期限等の延長	48		該当ページを確認
7 各種相談窓口			
◆ 災害(支援)に関する相談	49		
◆ 医療・福祉に関する相談	50		
◆ 生活に関する相談	53		
◆ 経営・労働に関する相談	55		
◆ 農林水産業に関する相談	57		
◆ 国・県が管理する道路などに関する相談	57		

1 住まいの支援

○借上げ住宅の提供

① 借上げ住宅（民間賃貸住宅）の提供			
対 象 者	県内の借上げ住宅に入居する避難者		
予 算 額	251,854千円		
事業の内容	県が民間賃貸住宅の貸主と賃貸借契約を締結し、避難者に借上げ住宅を提供しています。		
申請方法等	－		
問い合わせ先	被災者住宅相談窓口 (土木部建築指導課 民間借上げ住宅担当)	電話番号	024-521-7698

② 入退去管理の支援			
対 象 者	県内の借上げ住宅に入居する避難者		
予 算 額	30,083千円		
事業の内容	避難者のための住宅対策として行っている借上げ住宅について、解約、一部新規入居等の円滑な事務手続きを行います。		
申請方法等	－		
問い合わせ先	被災者住宅相談窓口 (土木部建築指導課 民間借上げ住宅担当)	電話番号	024-521-7698

○復興公営住宅の入居支援、住宅再建等の支援

① 復興公営住宅の入居支援	
対 象 者	原子力災害による避難者等（下記「事業の内容」のとおり）
事業等の名称	復興公営住宅入居支援事業
予 算 額	40,551千円
事業の内容	「福島県復興公営住宅入居支援センター」を設置し、全国各地の避難者等に対して復興公営住宅の募集等に関する各種情報を発信するとともに、問い合わせへの対応や募集案内等の発送を一元的に行い、募集、受付抽選等の入居事務を円滑かつ適正に実施しています。 （対象者） ・ 募集開始時に避難指示区域から避難している方（居住制限者） ・ 避難指示が解除された区域に存する住宅に、平成23年3月11日時点で住んでいた方（旧居住制限者）で、現在、民間賃貸住宅等に住んでいる方

1 住まいの支援

	・東日本大震災で発生した地震又は津波により被災した方（地震・津波被災者）で、比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方 ・平成23年3月11日時点で中通り、浜通り（避難指示が継続している区域を除く）に住んでいた方（子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」）で、比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方 ・比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方（県営住宅入居資格者） ※ 対象者の上記区分によって、募集の対象団地が異なることがありますので、御注意願います。		
申請方法等	入居に関しては、要件が必要な場合がありますので、復興公営住宅入居支援センターにお問い合わせください。 また、募集の詳細（対象団地、応募要件等）については、入居支援センターのホームページ等でもお知らせします。 復興公営住宅 入居 検索		
問い合わせ先	復興公営住宅入居支援センター	電話番号	024-522-3320

② 空き家対策総合支援事業

対 象 者	空き家を購入又は賃借して改修等を行う避難者等		
予 算 額	114,908千円		
事業の内容	避難者の住宅再建や定住人口の確保、空き家問題の改善等を促進するため、自ら居住するために空き家のリフォーム等を行う避難者・被災者や県外からの移住者等に対し、市町村を通じて補助します。 ※ 市町村ごとに事業の実施状況や内容が異なるため、詳しくは空き家が存する市町村にお問い合わせください。 （補助対象経費） ・空き家のリフォーム、ハウスクリーニング、残置物処分等 ・空き家の解体（建替えをする場合） ・空き家の既存住宅状況調査		
申請方法等	空き家が存する市町村又は下記にお問い合わせください。 各市町村の事業実施状況が掲載されておりますので、御確認ください。 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/sundefukushima.html		
問い合わせ先	土木部建築指導課 （民間建築担当）	電話番号	024-521-7528

③ 被災者生活再建支援制度

対 象 者	1 地震、津波により居住していた住宅が全壊、大規模半壊の被害を受けた世帯 2 地震、津波により居住していた住宅が半壊の被害を受け、その住宅をやむを得ず解体した世帯		
予 算 額	－ 千円		

1 住まいの支援

事業の内容	自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給します。 (支給額) ・基礎支援金（被害の程度により支給）最大100万円 ・加算支援金（住宅の再建方法により支給）最大200万円 (申請期間) ・基礎支援金（令和8年4月10日まで） 対象市町村：富岡町、大熊町、双葉町、浪江町（4町） ・加算支援金（令和8年4月10日まで） 対象市町村：富岡町、大熊町、双葉町、浪江町（4町）		
申請方法等	申請書に必要な書類を添付して被災の際に居住していた各市町村窓口で申請してください。 (必要書類) ・被災者生活再建支援金支給申請書 ・住民票（被災当時の居住状況が確認できるもの） ・罹災証明書 ・預金通帳の写し ・契約書の写し ・その他必要書類		
問い合わせ先	避難地域復興局生活拠点課	電話番号	024-521-8306

④ ふるさと帰還支援事業

対 象 者	応急仮設住宅等に入居する避難者に帰還に伴う移転費用を支援する市町村		
予 算 額	5,410千円		
事業の内容	県内外の応急仮設住宅等から避難指示が解除された地域に帰還する世帯に移転費用を支援する市町村に対し、事業費を補助します。 (対象期間) 避難指示解除から応急仮設住宅供与期間終了までの間の期間 ※ 市町村ごとに事業内容が異なるため、詳しくは避難元市町村にお問い合わせください。		
申請方法等	避難元市町村にお問い合わせください。		
問い合わせ先	避難地域復興局避難者支援課	電話番号	024-523-4157

⑤ 福島県避難市町村生活再建支援事業

（避難市町村家賃等支援事業助成金）

対 象 者	応急仮設住宅の供与が令和8年3月末まで一律延長された大熊町及び双葉町から避難し、やむを得ない事情により、東京電力からの家賃賠償終了後又は応急仮設住宅等からの移転後、継続して賃貸住宅等へ居住することを余儀なくされ、家賃等の支援を必要とする次のいずれかの世帯 1 東京電力から平成30年3月分までの家賃賠償を受け、継続して賃貸住宅等に居住している世帯
-------	---

1 住まいの支援

	2 応急仮設住宅等から賃貸住宅等へ移転（※）後、これまでに本事業の助成を受け、継続して賃貸住宅等に居住している世帯 ※ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に応急仮設住宅等の退去を決定して令和元年6月30日までに賃貸住宅等へ移転 （注意事項） 居住可能な持ち家を有する世帯、または応急仮設住宅の供与を受けている世帯は、助成対象外です。ただし、居住可能な持ち家を有する世帯であっても、通院や高校生以下の通学など、被災時の世帯の一部が別の賃貸住宅等に居住せざるを得ない場合は、助成の対象とする場合があります。		
予 算 額	776,406千円		
事業の内容	1 助成対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 2 助成金の額（次の(1)＋(2)） (1) 家賃（共益費、管理費を含む。） 賃貸住宅等1戸につき、原則として令和7年3月分助成額が上限です。初めて本事業の助成を受ける場合の上限額は以下の3つの額のうち最も少ない額です。 ア 実際に負担している家賃（共益費、管理費を含む） イ 入居者数に応じた金額（4人以下月6万円、5人以上月9万円） ウ 平成30年3月分の東京電力の家賃賠償額 (2) 更新手数料 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に更新時期を迎える当該賃貸住宅等の賃貸借契約に記載された金額		
問い合わせ先	福島県家賃等支援事務センター	電話番号	0120-900-775

⑥ 避難者住宅確保・移転サポート事業

対 象 者	・ 応急仮設住宅の供与が継続する世帯 ・ 上記のほか、新たな住宅確保に向けた支援が必要な世帯		
予 算 額	2,000千円		
事業の内容	福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川及び新潟の各都県で、応急仮設住宅の供与期間終了後の新たな住まいの確保を支援するため、「避難者住宅確保・移転サポート事業」を実施しています。 ご自分で住宅を見つけられずお困りの方に、物件探しや契約時の書類作成などの支援を行い、生活再建を後押しします。 （支援の内容） ・ 住まいの確保に関する電話・メール・訪問による相談対応 ・ 空き物件情報の収集・提供 ・ 不動産業者への同行等による物件探しの支援 ・ 不動産業者等との契約手続きに関する支援 ・ 運送業者との契約手続きに関する支援（転居が必要な場合）		
問い合わせ先	団体名	電話番号	
	（福島県） 特定非営利活動法人市民協福島	024-572-4266	

1 住まいの支援

問い合わせ先	(茨城県) 一般社団法人ふうあいねっと	029-241-5803 070-3182-4044
	(栃木県) 一般社団法人栃木県社会福祉士会	028-600-1725
	(埼玉県) 公益社団法人埼玉県社会福祉士会	048-762-6012
	(千葉県) 特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ	080-5418-7286
	(東京都) 社会福祉法人やまて福祉会	080-4173-5796
	(神奈川県) 中高年事業団やまて企業組合 川崎支店	044-829-0056
	(新潟県) 公益社団法人新潟県社会福祉士会	025-211-2111

2 仕事のこと

○経営・事業継続の支援（商工業）

① ふくしま復興特別資金

対 象 者	東日本大震災により事業活動に影響を受けた県内の中小企業者		
融 資 枠	50,000,000千円		
事業の内容	上記対象者に運転資金・設備資金を融資します。 ※ 責任共有制度を除く保証協会の保証付き既存借入金の借換・一本化が可能です。 （融資限度） 8,000万円 （融資期間） 15年以内（うち据置3年以内）		
申請方法等	福島県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）にお申込みください。		
問い合わせ先	商工労働部経営金融課	電話番号	024-521-7288

② 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

対 象 者	震災時に被災12市町村及び津波浸水地域内（いわき市、相馬市、新地町）で事業を行っていた中小企業者等		
予 算 額	1,227,608千円		
事業の内容	東日本大震災及び原発事故により甚大な被害を受けた県内産業の復旧・復興を効果的に促進するため、復興をリードする地域経済の中核的な中小企業等グループが復興事業計画を策定し、県の認定を受けた場合に、施設・設備、修繕等に要する経費の一部を補助します。 1 一般枠 被災三県（福島、宮城、岩手）共通 ・対象者 津波浸水地域又は警戒区域等が見直された地域を含む市町村内に事業所を有する事業者 ※ ただし、復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限られます。 2 特別枠 福島県のみ適用 ・対象者 警戒区域等が見直された地域に帰還（区域内の移転含む。）して、事業を再開する事業者		
申請方法等	公募期間：未定（国と調整中）		
問い合わせ先	商工労働部経営金融課	電話番号	024-521-8644

③ 原子力災害被災事業者事業再開等支援事業

対 象 者	震災時に被災12市町村で事業を行っていた中小事業者		
予 算 額	666,188千円		

2 仕事のこと

事業の内容	被災12市町村において原子力災害によって被災した中小・小規模事業者の事業・生業の再建を支援し、併せて当該地域における働く場の創出や、買い物する場など、まち機能の早期回復を図るため、事業再開等に要する初期投資費用の一部を補助します。 1 補助対象事業 (1) 12市町村内において事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資（以下「事業再開等（※）」という。）を行う場合 (2) 原子力災害後休業していた者又は休業していたとみなせる者のうち、震災時に帰還困難区域及び特定帰還居住区域に所在していた事業者が12市町村外（福島県外を含む。）において事業再開等を行う場合 ※ 原子力災害前の事業とは異なる業種での再開（転業再開）を含む。 2 補助率 (1)の場合：3／4以内（ただし、帰還困難区域、特定帰還居住区域、特定復興再生拠点区域又は大熊町若しくは双葉町の旧居住制限区域若しくは旧避難指示解除準備区域において事業再開等を行う場合については4／5以内（人件費については、1／5以内）） (2)の場合：1／3以内（ただし、震災時に事業を行っていた区域への帰還意向を有する者については3／4以内） 3 補助対象経費限度額 原則1,000万円（一定の要件を満たすことを市町村が確認した場合は、3,000万円（帰還困難区域、特定帰還居住区域、特定復興再生拠点区域又は大熊町若しくは双葉町の旧居住制限区域若しくは旧避難指示解除準備区域において事業再開等を行う場合については4,000万円以内））		
申請方法等	県に郵送により申請します。 公募期間：未定		
問い合わせ先	商工労働部経営金融課	電話番号	024-521-8648

④ 原子力災害被災地域創業等支援事業

対 象 者	- 被災12市町村内において創業する者 - 原子力災害発生時に被災12市町村内において事業を行っていなかった事業者であって12市町村内で事業展開を行う者
予 算 額	621,919千円
事業の内容	被災12市町村内において民間団体が行う、12市町村内における創業や12市町村内での事業展開の取組を支援し、働く場・買い物する場などまち機能の早期回復を図るため、創業等に要する費用の一部を補助します。 1 補助率 2／3以内 （帰還困難区域、特定帰還居住区域、特定復興再生拠点区域又は大熊町若しくは双葉町の旧居住制限区域若しくは旧避難指示解除準備区域において創業等を行う場合については3／4以内） 2 補助対象経費限度額 1,000万円 （帰還困難区域、特定帰還居住区域、特定復興再生拠点区域又は大熊町若しくは双葉町の旧居住制限区域若しくは旧避難指示解除準備区域において創業等を行う場合については3,000万円以内）

2 仕事のこと

申請方法等	県に郵送により申請します。 (公募期間) 未定		
問い合わせ先	商工労働部経営金融課	電話番号	0 2 4 - 5 2 1 - 8 6 4 8

⑤ 中小企業等復旧・復興支援事業

対 象 者	原子力発電所事故による避難解除等区域（一部解除）に事業所があった中小企業等		
予 算 額	7 9 , 8 8 5 千円		
事業の内容	上記対象者に、事業再開に必要な経費（仮操業中の空き工場・店舗等の借上費用など）の一部を補助します。		
申請方法等	—		
問い合わせ先	商工労働部企業立地課	電話番号	0 2 4 - 5 2 1 - 7 8 8 2

⑥ 空き工場等の紹介

対 象 者	事業再開に向けて県内での移転先を探している事業者		
予 算 額	— 千円		
事業の内容	上記対象者に、空き工場、倉庫、工業用地等の情報を提供します。		
申請方法等	—		
問い合わせ先	商工労働部企業立地課	電話番号	0 2 4 - 5 2 1 - 7 2 8 0

⑦ 被災中小企業施設・設備整備支援事業

対 象 者	以下のいずれかに該当する方 1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の認定を受けた復興事業計画に記載されている被災中小企業者 2 施設復旧事業を行う商工会・県商工会連合会・商工会議所 3 独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する仮設工場、事業場等に入居する中小企業者 4 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業（商業施設等復興整備補助事業：民設商業施設整備型）の交付決定を受けた補助事業者（被災中小企業者分に相当する範囲に限る）		
予 算 額	— 千円		
事業の内容	東日本大震災により被害を受けた中小企業者等が施設・設備の整備を行う場合に、（公財）福島県産業振興センターを通じて長期・無利子で融資します。 1 融資期間 20年以内（うち据置5年以内）		
申請方法等	（公財）福島県産業振興センターにお申し込みください。		
問い合わせ先	（公財）福島県産業振興センター	電話番号	0 2 4 - 5 2 5 - 4 0 7 5

⑧ 特定地域中小企業特別資金			
対 象 者	原子力災害による避難解除区域等（下記③は被災12市町村）に事業所を有し、県内の移転先又は避難指示が解除された区域等において事業を継続・再開する中小企業		
予 算 額	－ 千円		
事業の内容	上記対象者に対し、以下により必要な資金を無利子で融資します。 1 県内へ移転し事業再開・継続（A資金） 2 解除地域等で事業再開・継続（B資金） 3 事業再開等補助金により県内又は県外で事業再開・展開（C資金） (1) 融資限度 1、2は各3,000万円 3は補助事業上限額×1.2－補助金額 (2) 融資期間 20年以内（うち据置5年以内）		
申請方法等	県内の商工会議所、商工会又は（公財）福島県産業振興センターにお申し込みください。		
問い合わせ先	（公財）福島県産業振興センター	電話番号	024-525-4019

⑨ 福島相双復興官民合同チームによる事業・生業・生活の再建の支援事業			
対 象 者	・原子力被災12市町村において、当時事業を営まれていた事業者 ・原子力被災12市町村において、創業等に取り組もうとする方		
事業の内容	事業者の皆さまへの個別訪問等により、事業の方向性の御意向や御要望に関するお話を伺います。 その上で、事業再建計画の策定支援、国や県等の支援策の紹介、生活再建に向けた支援等を個別に実施しています。		
申請方法等	－		
問い合わせ先	（公社）福島相双復興推進機構 （福島相双復興官民合同チーム）	電話番号	024-502-1117

○経営・事業継続の支援（農林水産業）

① 福島県営農再開支援事業	
対 象 者	市町村、農業協同組合、農業者団体
予 算 額	3,155,772千円
事業の内容	原子力発電所事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難区域等における営農再開に向けた一連の取組を支援します。 （主な支援内容） ※ 県が事業実施主体の事業を除く 1 避難区域等※を対象とした支援 (1) 除染後農地等の保全管理 営農再開までの農地等における除草等の保全管理等に対する支援

	(2) 鳥獣被害防止緊急対策 被害防止活動の実施や被害防止施設の整備などの取組に対する支援 (3) 営農再開に向けた作付・飼養実証 基準値を下回る農作物や安全な畜産物が生産ができることを確認するための作付や乳牛及び肉用牛の飼養の実証に対する支援 (4) 避難からすぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援 営農再開するまでの間、一時的に行う管理耕作に対する支援 (5) 放射性物質の交差汚染防止対策 放射性物質に汚染された粃すり機等による米の汚染を防止する取組を支援 (6) 新たな農業への転換支援 土地利用作物における大区画化、組織的経営による営農再開の取組や園芸作物における新たな栽培・品目への転換等の取組を支援 (7) 家畜の導入支援 営農再開等に必要となる家畜導入の取組を支援 (8) 水稻の作付再開支援 次年度に作付再開が見込まれる水田における耕盤再形成や再均平化のための代かき等の取組を支援 (9) 除染後農地の地力回復支援 除染特別地域で表土剥ぎによる除染を実施したほ場における、たい肥等の調達経費・散布経費、大型機械による深耕を行うための経費等を支援 (10) 地域営農再開ビジョン策定支援 営農再開に向けて、農業者の意向把握、担い手の再編、農地の集積など地域営農の展望（ビジョン）を総合的に検討するための取組を支援 (11) 先端技術等を活用した大規模な営農再開拠点構築に向けた支援 大規模な営農再開拠点を構築するため、先端技術の実装、新規作物の導入、管理耕作等を一体的に進める取組を支援 2 県全体を対象とした支援 (1) 放射性物質の吸収抑制対策 吸収抑制資材の施用などの取組を支援 (2) 吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備 3 特認事業 (1) 営農再開に向けた復興組合支援（避難区域等） 復興組合等が営農再開支援事業を実施する際に必要な経費を支援 (2) 稲作生産環境再生対策（避難区域等又は県内全域） 作付再開水田における畦畔等の修復、追加的に必要となった雑草等防除、避難区域以外の地域における交差汚染防止対策などの取組を支援 (3) 作付再開水田の漏水対策（避難区域等） 作付再開を円滑に推進するため、通常の営農活動に追加して行う漏水対策を支援
--	--

2 仕事のこと

	(4) 「たらのめ」生産再開支援（避難区域等） 管理を再開した「たらのめ」園地における追加的防除及び改植を支援 (5) 避難指示解除区域における飼料生産供給対策（避難区域等） 避難指示区域等で生産された飼料の広域的な需要先とのマッチング及び生産された流通体制の確立、飼料分析等を支援 (6) 除染後牧草の品質・生産性回復対策 原発事故後に除染と吸収抑制対策（カリ質肥料の散布）を実施した牧草地を対象として、苦土石灰等の購入経費を支援 (7) 集落等单位で農地を作付け管理する地域への支援（避難区域等） 集落等の農業者が共同で取り組む組織計画づくり、実践モデルほ場の設置、作付管理等を支援 (8) 避難区域等における農業者等の確保支援（避難区域等） 新規就農者や参入企業等の受入体制整備に向けた取組を支援 (9) 担い手への農地集積に向けた準備への支援（避難区域等） 将来担い手へ集積し営農再開することが見込まれる農地について、一定期間、農地の除草等の取組を支援 (10) 作付再開水田の均平化支援（避難区域等） 新たに水稻等の作付を再開する農地又は再開して間もない農地において、大型機械による乾土均平の取組を支援 ・補助率 定額又は1／2以内 ほか ※ 避難区域等とは、平成25年2月現在における警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び稲の作付制限区域をいう。		
申請方法等	各農林事務所、農業振興課へお問い合わせください。		
問い合わせ先	農林水産部農業振興課	電話番号	024-521-7344

② 農家経営安定資金（原発事故対策緊急支援資金）

対 象 者	原発事故により農業経営に影響を受けている農業者等
予 算 額	融資枠 100,000千円
事業の内容	上記対象者に資金を融通します。 1 対象経費 (1) 原発事故に伴う出荷制限の指示や出荷自粛、風評被害等により農業収入が減少又は農業支出が増加した農業者等が、営農のため緊急に必要とする運転資金（簡易な施設等の整備を含む）〔営農継続資金〕 (2) 原発事故の影響により、福島県内において営農再開する避難農業者等及び作付制限区域等において作付再開する農業者等が必要とする運転資金及び施設等の取得に必要な資金〔営農再開資金〕 2 貸付限度額 個人1,000万円、法人・団体1,200万円 3 貸付利率 1.10%以内（農協取扱いは無利子） （令和7年度）※4月1日時点に利率改定 4 償還期限 10年以内（うち据置3年以内） 5 融資機関 県内各総合農協、県酪農協、福島銀行、大東銀行、東邦銀行、信用金庫（福島、二本松、郡山、須賀川、会津）
申請方法等	各融資機関にお申し込みください。

2 仕事のこと

問い合わせ先	農林水産部農業経済課	電話番号	024-521-7349
--------	------------	------	--------------

③ 農業近代化資金（復興）

対 象 者	認定農業者等であって次のいずれかの要件に該当する者 1 原子力被災12市町村の農業者で、営農を再開し2年を経過した者 2 原子力被災12市町村の農業者で、避難先において営農を再開し2年を経過した者 3 原子力被災12市町村の農業者と共同で、農業を営む法人又は団体 4 原子力被災12市町村の農業者を雇用し、農業を営む法人又は団体 5 原発事故に伴う出荷制限の指示や出荷自粛、風評被害等により農業収入が減少又は農業支出が増加した農業者等		
予 算 額	融資枠360,000千円		
事業の内容	上記対象者に資金を融通します。 1 対象経費 次に掲げる経費 ・ 畜舎、農機具、その他施設等の改良・造成・取得資金 ・ 果樹等の植栽・育成資金 ・ 家畜の購入・育成資金 ・ 小土地改良資金 ・ 長期運転資金 2 貸付限度額 個人： 1,800万円 法人： 2億円 3 貸付利率 1.50%（農協取扱いは当初5年間無利子） （令和7年2月20日現在） ※ 金融情勢により毎月変動する 4 償還期限 7～20年以内（うち据置2～7年以内） ※ 対象経費による 5 優遇措置 借受者が福島県農業信用基金協会に支払う保証料の1／2を補助する。 6 融資機関 県内各総合農協、県酪農協、東邦銀行、福島銀行、大東銀行、常陽銀行、第四銀行、信用金庫（福島、二本松、郡山、須賀川、白河、会津、ひまわり）、農林中央金庫		
申請方法等	各融資機関にお申し込みください。		
問い合わせ先	農林水産部農業経済課	電話番号	024-521-7349

④ 東日本大震災漁業経営対策特別資金

対 象 者	東日本大震災及び原発事故の影響により被害を受けている漁業者及び水産加工業者
予 算 額	融資枠100,000千円
事業の内容	上記対象者に、消失した漁具・設備などの購入や、経営維持に必要な資金等を融通します。 1 貸付限度額 個人500万円、法人700万円 2 貸付利率 無利子 3 償還期限 10年以内（うち据置3年以内） 4 融資機関 県信用漁業協同組合連合会

2 仕事のこと

申請方法等	県信用漁業協同組合連合会にお申し込みください。		
問い合わせ先	農林水産部水産課	電話番号	024-521-7379

⑤ 農家の意向把握（営農相談等）

対 象 者	地震・津波被害や原発事故で被災した農家		
予 算 額	－ 千円		
事業の内容	各農林事務所（農業振興普及部）や各農業普及所では、上記対象者からの営農に関する相談を受け付けています。		
申請方法等	－		
問い合わせ先	県北農林事務所農業振興普及部 伊達農業普及所 安達農業普及所 県中農林事務所農業振興普及部 田村農業普及所 須賀川農業普及所 県南農林事務所農業振興普及部 会津農林事務所農業振興普及部 喜多方農業普及所 会津坂下農業普及所 南会津農林事務所農業振興普及部 相双農林事務所農業振興普及部 双葉農業普及所 いわき農林事務所農業振興普及部	電話番号	024-521-2609 024-575-3181 0243-22-1127 024-935-1321 0247-62-3113 0248-75-2181 0248-23-1563 0242-29-5307 0241-24-5742 0242-83-2112 0241-62-5264 0244-26-1151 0240-23-6474 0246-24-6162

⑥ 原子力被災 12 市町村農業者支援事業

対 象 者	被災 12 市町村において、営農再開や規模拡大、新規作物の導入等を行う農業者等（農業者、集落営農組織、農業法人等）		
予 算 額	502, 115 千円		
事業の内容	原子力被災 12 市町村において、営農再開等を行う場合に必要となる農業用機械、施設、種苗等の導入の取組に必要な経費を助成します。 1 対象経費 (1) 農業用機械等の導入に要する経費 農産物の生産、流通、販売に必要な機械 (2) 施設の整備等に要する経費 農産物の生産に必要な施設 (3) 施設の撤去に要する費用 上記(2)の施設の導入に必要な撤去 (4) 果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入に要する経費 花き等の種苗等：複数年使用するもの 2 補助率 3/4 以内ほか 3 補助対象経費の上限額 1, 000 万円 ※ 市町村が特に認める場合は 3, 000 万円		

2 仕事のこと

申請方法等	県北・県中・相双農林事務所、農業振興課へお問い合わせください。		
問い合わせ先	農林水産部農業振興課 県北農林事務所農業振興普及部 県中農林事務所農業振興普及部 相双農林事務所農業振興普及部	電話番号	024-521-7344 024-521-2603 024-935-1301 0244-26-1148

⑦ 避難農業者経営再開支援事業			
対 象 者	原子力被災12市町村外（県外含む。）の移住先や避難先において、農業経営の開始等を行う農業者		
予 算 額	11,003千円		
事業の内容	原子力被災12市町村から避難している農業者が、当該市町村外（県外を含む。）の移住先や避難先において、営農再開等を行う場合に必要となる農業用機械、施設、家畜等の導入の取組に必要な経費を助成します。 1 対象経費 (1) 農業用機械等の導入に要する経費 農産物の生産、流通、販売に必要な機械 (2) 施設の整備等に要する経費 農産物の生産に必要な施設 (3) 果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入に要する経費 花き等の種苗等：複数年使用するもの (4) 家畜の導入に要する経費 家畜：肉専用繁殖雌牛、搾乳用雌牛、豚 (5) 農地又は採草牧草地の確保 農地又は採草牧草地の賃借に要する経費 2 補助率等 1／3以内。ただし、将来原子力被災12市町村に帰還して農業経営を再開する意思がある場合は3／4以内。 3 補助対象経費の上限額：1,000万円		
申請方法等	避難元市町村が申請窓口となりますので、避難元市町村までお問い合わせください。		
問い合わせ先	最寄りの農林事務所（農業振興普及部・農業普及所にお問い合わせください。） 福島県農業振興課 福島県県北農林事務所 福島県県中農林事務所 福島県県南農林事務所 福島県南会津農林事務所 福島県会津農林事務所 福島県相双農林事務所 福島県いわき農林事務所	電話番号	024-521-7336 024-521-2603 024-935-1301 0248-23-1561 0241-62-5644 0242-29-5301 0244-26-1148 0246-24-6154

⑧ 福島県高付加価値産地展開支援事業（推進事業）			
対 象 者	農業者の組織する団体等		
予 算 額	295,000千円		
事業の内容	原子力被災12市町村の営農再開の加速化に向け、生産と流通・加工等が一体となった高付加価値産地を創出するため、産地の核となる拠点事業者向けの農産物生産に必要な農業機械のリースや、新たに必要となった生産資材の導入等に必要な経費を支援します。 1 対象経費 (1) 農業機械・園芸用施設のリース導入 (2) 生産資材の導入 (3) 家畜の導入 (4) 高収益作物の導入・新たな栽培技術及びICTの導入に向けた実証 (5) 規格の統一や効率的な出荷体制の構築に向けた検証 (6) 耕畜連携・コントラクターの育成支援 (7) 人材育成・確保 2 補助率等 機械等リース 国3/4以内、県1/4以内 機械等リース以外 定額（家畜の導入は上限単価あり）		
申請方法等	—		
問い合わせ先	福島県農業振興課	電話番号	024-521-7336

○雇用・就労支援

① 就職支援			
対 象 者	首都圏から県内への就職希望者及び震災で離職された方で県内就職を希望する方		
予 算 額	197,679千円		
事業の内容	被災者の生活再建を支援するため、県が設置した就職支援施設による就職相談や職業紹介を行い、就職を支援します。 1 ふくしま生活・就職応援センター(巡回・窓口相談) 郡山事務所：郡山市駅前1-14-21 郡山花椿ビル8階 TEL 024-925-0811 白河事務所：白河市郭内1 NTT白河ビル1階 TEL 0248-27-0041 会津若松事務所：会津若松市南千石町6-5 会津若松商工会議所会館2階 TEL 0242-27-8258 南相馬事務所：南相馬市原町区南町1-1 松本ビル2階 TEL 0244-23-1239 いわき事務所：いわき市平字梅本15 県いわき合同庁舎西分庁舎1階 TEL 0246-25-7131 富岡事務所：双葉郡富岡町小浜553番地2 富岡合同庁舎2階 TEL 0240-23-7880		

2 仕事のこと

	2 ふるさと福島就職情報センター（窓口相談） 福島窓口：福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階 TEL 024-525-0047 東京窓口：東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 ふくしまぐらし相談センター TEL 03-3214-9009		
申請方法等	各窓口にお問い合わせください。		
問い合わせ先	商工労働部雇用労政課	電話番号	024-521-7290

② 離職者等対象の職業訓練の実施

対 象 者	離職者等求職者		
予 算 額	460, 481千円		
事業の内容	離職された方々の早期就職を支援するため、就業に必要な知識及び技能を習得するための職業訓練を実施します。 1 対象者 公共職業安定所から受講あっせんを受けた離職者等 2 訓練コース 事務（一般事務、経理事務、医療事務）介護、Webデザイン、CAD		
申請方法等	県内各公共職業安定所にお問い合わせください。		
問い合わせ先	商工労働部産業人材育成課	電話番号	024-521-7829

③ 復興雇用支援事業

対 象 者	震災により離職を余儀なくされた方など		
予 算 額	1, 622, 593千円		
事業の内容	雇用創出のための基金等を活用して、県や市町村が企業、NPO法人等への委託により被災求職者を短期的・一時的に雇用し生活の安定を図ります。 また、被災求職者を雇い入れた中小企業等に対し、産業施策と一体となった雇用面での支援として、雇入経費や住宅支援費を助成します。		
申請方法等	—		
問い合わせ先	商工労働部雇用労政課	電話番号	024-521-7290

④ 男女共生センターチャレンジ支援相談事業 （就業や再就職、起業、内職等に係る相談）

対 象 者	県民（就職・再就職・起業等を希望する方、内職を求めている方など）		
予 算 額	2, 098千円（県委託料の相談事業全体の予算）		
事業の内容	就職・再就職・起業等を希望する方、内職を求めている方等からの相談を受け付けます。 1 実施場所及び実施日・時間 (1) 郡山相談コーナー （県中地方振興局 県政相談コーナー内。郡山市麓山1-1-1） 月～木曜日 9時～12時、13時～16時		

2 仕事のこと

	(2) 会津相談コーナー (会津地方振興局 県民環境部内。会津若松市追手町 7-5) 月～木曜日 9時～12時、13時～16時 (3) いわき相談コーナー (いわき地方振興局 県政相談室内。いわき市平字梅本 15) 月～木曜日 9時～12時、13時～16時 (4) 二本松相談コーナー (福島県男女共生センター内。二本松市郭内一丁目 196-1) 火～金曜日 9時～12時、13時～16時 2 相談方法 電話・面接 3 実施主体 福島県男女共生センター		
申請方法等	—		
問い合わせ先	① 郡山相談コーナー ② 会津相談コーナー ③ いわき相談コーナー ④ 二本松相談コーナー	電話番号	① 024-927-4030 ② 0242-29-5588 ③ 0246-22-6400 ④ 0243-23-8307

⑤ 被災地の福祉・介護人材確保支援事業

対 象 者	相双地域等の介護施設等に就職を予定している方（1 就職準備金貸付事業、2 新規採用職員就職支援金交付事業、3 中堅介護職員就職支援金交付事業の併給はできません）
予 算 額	66,138 千円
事業の内容	1 就職準備金貸付事業 奨学金（研修受講料・就職準備金）を貸与するとともに、住宅情報の提供を行い、住まいの確保を図ります。 (1) 事業主体 （社福）福島県社会福祉協議会 (2) 貸付額（無利子） ア 研修受講料：15 万円以内 イ 就職準備金：30 万円又は 50 万円以内 （パートタイム職員は 15 万円又は 30 万円以内） ウ 世帯赴任加算：12.5 万円＋世帯人数×5 万円 エ 単身赴任加算：20 万円 オ 自動車輸送費用等加算：20 万円以内 (3) 貸付条件等 ア 介護職員初任者研修又は県が定める研修の受講 イ 福島県外及び避難地域からの避難者で、相双地域等（相双地域、いわき市及び田村市）の介護施設等に勤務 ただし、研修受講料については 2 年間、就職準備金については 1 年又は 2 年間、当該施設に勤務した場合に返還を免除します。 2 新規採用職員就職支援金交付事業 新卒の介護職員の確保のため、相双地域等の介護施設等で新規採用介護職員が 6 か月以上就労した場合に支援金を交付する。 (1) 支給対象者 県内の者で、施設等の新規採用職員 (2) 支給内容 1 人当たり 10 万円とする。（1 回限り）

2 仕事のこと

	3 中堅介護職員就職支援金交付事業 浜通り及び田村市の施設等で中堅介護職員が6か月以上就労した場合に支援金を交付する。 (1) 支給対象者 県内の者で相双地域等の施設等に新たに就職した介護福祉士等 (2) 支給内容 1人当たり20万円とする。(1回限り) 4 介護福祉士養成施設等での修学に係る住居費等の貸与 福島県内及び他県の介護福祉士等養成校に相双地域等から入学した者に対し、住居費又は通学費、教材費等を貸与する。 (1) 貸付内容 ア 住居費 月額上限3.6万円 イ 通学費 実費額(通学定期代) ※ ア又はイを選択 ウ 教材費等(テキスト代及び被服費等) 12万円を以内、1回限り。 (2) 返還免除 介護福祉士養成施設等卒業後1年以内に相双地域等の介護施設等に就労し、3年間継続して介護業務に従事した場合		
申請方法等	—		
問い合わせ先	(社福)福島県社会福祉協議会 人材研修課	電話番号	024-526-0045

⑥ ナースセンター事業

対 象 者	看護資格を持ち、県内への就職を希望している求職者
予 算 額	54,637千円
事業の内容	福島県看護協会では、県からの委託を受け、就業を希望する看護職及び看護補助者として就職を考えている方に対し、ナースバンク事業(無料職業紹介事業)を実施しています。 看護職・看護補助者として就業先を探している方と、雇用したい施設がそれぞれ登録することにより、求人情報の提供や就職相談、求人・求職者間のマッチングを行います。 また、看護職は離職時等に住所、氏名等の事項をナースセンターに届け出ることが努力義務となっています。 その情報をもとに、離職中の看護職の方とつながりを保ち、復職に向けた研修・情報提供など状況に合わせた支援を行います。
申請方法等	来所、郵送、インターネット(求職:e ナースセンター、離職:とどけるん)いずれかの方法で登録できます。 なお、来所の際は、下記問い合わせ先に事前連絡されることをお勧めします。 (受付時間) 8:30~16:30 ※ 土・日曜日、祝日、年末年始はお休みです。 また、県内ハローワークにおいて巡回就職相談も行っています。 詳しくは、福島県ホームページ及び福島県看護協会ホームページを御確認ください。

2 仕事のこと

問い合わせ先	(公社) 福島県看護協会	電話番号	0 2 4 - 9 3 4 - 0 5 0 0
--------	--------------	------	-------------------------

⑦ ふくしまで生活基盤を築くための高校生支援事業			
対 象 者	福島県の県立高校で学ぶ高校生及び県外から帰還を希望する高校生		
予 算 額	1 0 9, 4 2 3 千円		
事業の内容	県内各地区に進路アドバイザーを配置し、県外に避難している高校生がふくしまに帰還し、生活再建をするための支援や、県内で学ぶ高校生が震災や原発事故から復興を目指す本県で生活する際の不安の払拭や復興を担う意識の醸成、生活基盤を築くための支援を行います。 (進路アドバイザー配置) ・ 配置場所 各地区の県立高等学校 ・ 配置人数 3 4 名 ・ 主な用務 進路相談及び進路講話(生徒・保護者対象) インターンシップ実施支援 県外から帰還希望生徒へ就職情報提供		
申請方法等	県内の県立高校で学ぶ高校生：各県立高校の進路指導部 県外から帰還を希望する高校生：下記問い合わせ先		
問い合わせ先	県教育庁高校教育課	電話番号	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 3

3 暮らしの支援

○生活支援

① 避難者見守り活動支援事業

（被災者見守り・相談支援事業）

対 象 者	県内の避難者		
予 算 額	645, 478千円		
事業の内容	1 概要 東日本大震災の被災地及び被災地からの避難者を受け入れている地域において、生活支援相談員等を配置するなど、地域の支援体制の構築や被災者等のニーズ把握及び被災者等に対する見守りや孤立防止のための相談支援等を実施します。 (事業例) 生活支援相談員配置事業 避難者支援活動を行う民生児童委員に対する実費負担の補助等 2 実施主体 (社福) 福島県社会福祉協議会、市町村民生児童委員協議会等 3 補助額及び補助率 10/10、知事が必要と認めた額		
申請方法等	—		
問い合わせ先	保健福祉部社会福祉課	電話番号	024-521-7322

② 生活福祉資金の貸付

対 象 者	東日本大震災により被災した低所得世帯 (震災により低所得となった世帯を含む)		
予 算 額	75, 041千円		
事業の内容	生活福祉資金の貸付は、厚生労働省の要綱に基づき都道府県社会福祉協議会が実施する制度です。 東日本大震災により被災した低所得者世帯の生活の復興を支援するため、生活福祉資金貸付制度の一つとして、当面の生活に必要な経費等の貸付けを行う「生活復興支援資金」の貸付を行っています。 1 生活復興支援資金の貸付 (1) 資金の種類 ア 一時生活支援費 資金の使途：生活の復興の際に必要な当面の生活費 貸付限度額：(単身世帯) 月15万円以内(最大6ヵ月以内) (複数世帯) 月20万円以内(最大6ヵ月以内) イ 生活再建費 資金の使途：住居の移転費用、家具什器費等 貸付限度額：80万円以内		

3 暮らしの支援

	ウ 住宅補修費 資金の使途：住宅の補修費用 貸付限度額：250万円以内 (2) 据置期間 貸付日から2年以内 (3) 償還期間 20年以内（貸付金額に応じて期間が異なります） (4) 連帯保証人 原則1名必要（連帯保証人がいない場合も申請可能） (5) 貸付金利子 無利子。ただし、連帯保証人を付けられない場合は、年1.5%の有利子となります。 ※ 生活再建費、住宅補修費の貸付の場合は、すでに発注、購入、支払い済みの費用は対象外です。 ※ 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金貸付制度に該当する世帯は、原則対象外となります。 ※ 生活再建するための居所が確定していない場合（親族・友人・知人宅を転々としている場合など）は貸付対象とならない場合があります。		
申請方法等	住民票のある（居住が確認できる）地域の市町村社会福祉協議会へお問い合わせください。 避難されている場合は、現在お住まいの仮設住宅や借上げ住宅等が所在する市区町村（県内外の避難先）の社会福祉協議会へお問い合わせください。 なお、転居費用の借入を希望される場合は、転居予定先の市町村社会福祉協議会へお問い合わせください。 各社会福祉協議会の相談・申込受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝日除く）		
問い合わせ先	（社福）福島県社会福祉協議会	電話番号	024-523-1250

③ 生活保護法による支援

対 象 者	生活に困窮している方		
予 算 額	3,135,076千円		
事業の内容	生活保護は、生活に困窮している方に、最低限度の生活を保障するとともに、積極的にそれらの方々の自立の助長を図ることを目的としています。 保護は、国の定める最低生活費とその方の収入とを比較して、その方の収入だけでは最低生活費に満たないときに、行われます。 （保護の種類） 生活扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、住宅扶助		
申請方法等	お住まいの仮設住宅等の所在地を管轄する福祉事務所（町村部は県保健福祉事務所、市部は市福祉事務所）		
問い合わせ先	保健福祉部社会福祉課	電話番号	024-521-7323

④ 福島県勤労者支援融資制度	
対 象 者	県内に居住又は県内企業に勤務する労働者
予 算 額	75,000千円
事業の内容	1 勤労者福祉資金融資制度 ※1 (1) 使途：災害復旧、医療にかかる臨時応急に必要な資金 育児・介護に必要な費用及び育児・介護休業取得中の生活費 (2) 融資限度額：300万円 (3) 償還期間：15年以内 (4) 貸付利率：1.25% 2 勤労者教育資金融資制度 ※1 (1) 使途：教育にかかる臨時応急に必要な資金 (2) 融資限度額：300万円 (3) 償還期間：15年以内（据置期間：就学予定期間かつ6年以内） (4) 貸付利率：1.45% 3 勤労者生活資金融資制度 ※1 (1) 使途：冠婚葬祭にかかる臨時応急に必要な資金 (2) 融資限度額：300万円 (3) 償還期間：15年以内 (4) 貸付利率：2.75% 4 勤労者自動車資金融資制度 ※1 (1) 使途：自動車(福祉車両に限る。)等の購入や関連諸費用にかかる必要な資金 (2) 融資限度額：300万円 (3) 償還期間：15年以内 (4) 貸付利率：1.65% 5 勤労者移住定住資金融資制度 ※1 (1) 使途：住宅購入、生活資金、自動車購入等移住定住に必要な資金 (2) 融資限度額：300万円 (3) 償還期間：15年以内 (4) 貸付利率：1.25% 6 勤労者空き家対策支援資金融資制度 ※1 (1) 使途：改築、修繕、解体、植栽、家財処分費用等空き家対策に必要な資金 (2) 融資限度額：300万円 (3) 償還期間：15年以内 (4) 貸付利率：1.25% 7 求職者緊急支援資金融資制度 ※2 (1) 対象者：事業主都合により失業し求職中の方 (2) 使途：求職活動中に必要とする生活資金 (3) 融資限度額：100万円 (4) 償還期間：5年以内 (5) 貸付利率：0.75% ※1 担保不要、日本労信協保証（保証料は東北労働金庫が負担する）

3 暮らしの支援

	※2 担保不要、保証人1名必要、日本労信協保証（保証料別途） その他労働金庫及び保証機関の基準を満たすことが必要です。		
申し込み方法	東北労働金庫 福島県内各支店へお申し込みください。 TEL 0120-1919-62		
問い合わせ先	商工労働部雇用労政課	電話番号	024-521-7289

○コミュニティ形成

① 生活拠点コミュニティ形成支援事業			
対象者	復興公営住宅入居者		
予算額	150,959千円		
事業の内容	復興公営住宅に入居されている方々が新たな環境の中で安心して暮らすことができるよう、コミュニティ交流員を配置し、入居者同士や地域住民との交流活動等を促進する。		
問い合わせ先	避難地域復興局生活拠点課	電話番号	024-521-8306

② ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (県外避難者帰還・生活再建支援事業)			
対象者	県外の民間団体		
予算額	135,000千円		
事業の内容	1 概要 県外避難者が避難先で安心して暮らし、将来的に帰還や生活再建につながるよう、避難先の地域において民間団体が避難者の課題等を踏まえて実施する支援事業を対象に、その事業経費を補助する。 2 補助金名 福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金 3 補助額 1事業当たり上限350万円。ただし、事業の実施効果が特に高いと見込まれる事業については、知事が認める額を加算することがあります。 4 補助率 10/10以内で、知事が必要と認めた額		
申請方法等	詳細は、避難者支援課ホームページを御確認ください。		
問い合わせ先	避難地域復興局避難者支援課	電話番号	024-523-4250

③ ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (県外への復興支援員の設置)	
対象者	県外避難者
予算額	60,886千円
事業の内容	1 概要

3 暮らしの支援

	本県からの避難者数の多い都県に復興支援員を設置し、県外避難者担当職員と共に避難者に対する戸別訪問や相談対応等を行います。 令和7年度は、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、茨城県、新潟県、の6都県に設置しています。 2 主な活動内容 ・避難者に対する戸別訪問、避難者への情報提供・相談対応 ・避難元・避難先自治体や民間支援団体等との連携・情報共有		
申請方法等	復興支援員への個別相談を希望される方は、下記にお問い合わせください。		
問い合わせ先	①（埼玉県） 埼玉県労働者福祉協議会 ②（東京都） （1）東京公認心理師協会 （2）東京社会福祉士会 ③（千葉県） 千葉県社会福祉協議会 ④（神奈川県） 神奈川県臨床心理士会 ⑤（茨城県） 茨城県社会福祉協議会 ⑥（新潟県） 新潟県社会福祉士会 ⑦避難地域復興局避難者支援課	電話番号	① 048-814-1111 ② （1）024-523-4157 （福島県避難者支援課） （2）03-5944-8466 ③ 043-204-6010 ④ 024-523-4157 （福島県避難者支援課） ⑤ 029-241-1133 ⑥ 025-281-5502 ⑦ 024-523-4157

④ ふるさとふくしま交流・相談支援事業

（生活再建支援拠点の設置）

対 象 者	県内外の避難者
予 算 額	252,015千円
事業の内容	1 概要 県外避難者に対し、身近な場所で相談できる場として全国26か所に生活再建支援拠点を設置するとともに、県内にも相談窓口（ふくしまの今とつながる相談室 toiro）を設置し、避難者が抱える課題にきめ細かく対応しています。 2 業務内容 ・県外避難者が避難先で直接相談できる「生活再建支援拠点」の設置（全国26か所） ・全国各地で県外避難者へ本県の支援策の情報等を提供する相談会、交流会等の開催 ・ふくしまの今とつながる相談室 toiro の設置
申請方法等	1 全国の生活再建支援拠点 下記のHPに各地域の生活再建支援拠点の連絡先が掲載されておりますので、御活用ください。

3 暮らしの支援

	ふくしま連携復興センター 生活再建支援拠点 検索 https://f-renpuku.org/support-base/ 2 「ふくしまの今とつながる相談室 toiro」(一般社団法人ふくしま連携復興センター) 電話番号 024-573-2731		
問い合わせ先	避難地域復興局避難者支援課	電話番号	024-523-4157

⑤ ふるさとふくしま交流・相談支援事業

(県内避難者・被災者心の復興事業)

対 象 者	県内避難者・被災者の支援に取り組む民間団体		
予 算 額	100,000千円		
事業の内容	1 概要 震災により県内に避難中の県民や被災した県民が、主体的に参加し、人と人とのつながりや生きがいを持って、前向きに生活することを支援する、民間団体が実施する支援事業について、その事業経費を補助します。 2 補助金名 福島県県内避難者・被災者心の復興事業補助金 3 補助額 1事業あたり上限200万円。ただし、事業の実施効果が特に高いと見込まれる事業については、150万円を上限に知事が認める額の範囲で加算することがあります。 4 補助率 10/10以内で、知事が必要と認めた額。		
申請方法等	詳細は、避難者支援課ホームページを御確認ください。		
問い合わせ先	避難地域復興局避難者支援課	電話番号	024-523-4250

⑥ 地域創生総合支援事業 (サポート事業)

対 象 者	民間団体等		
予 算 額	245,000千円		
事業の内容	民間団体等が行う広域的・先駆的・モデル的な事業で、かつ国、県等の既定施策の中で措置することが困難な事業に対して、補助金を交付します。 ・補助率 2/3以内(特定過疎地域は3/4以内) ・補助額 上限500万円		
申請方法等	—		

3 暮らしの支援

問い合わせ先	企画調整部地域振興課	電話番号	0 2 4 - 5 2 1 - 7 1 1 8
	県北地方振興局地域づくり・商工労政課		0 2 4 - 5 2 1 - 2 6 5 7
	県中地方振興局地域づくり・商工労政課		0 2 4 - 9 3 5 - 1 3 2 3
	県南地方振興局地域づくり・商工労政課		0 2 4 8 - 2 3 - 1 5 4 6
	会津地方振興局地域づくり・商工労政課		0 2 4 2 - 2 9 - 5 2 9 2
	南会津地方振興局地域づくり・商工労政課		0 2 4 1 - 6 2 - 5 2 0 5
	相双地方振興局地域づくり・商工労政課		0 2 4 4 - 2 6 - 1 1 1 7
	いわき地方振興局地域づくり・商工労政課		0 2 4 6 - 2 4 - 6 0 0 7

⑦ ふるさと・きずな維持・再生支援事業

対 象 者	NPO法人等の地域活動団体		
予 算 額	77,781千円		
事業の内容	NPO法人等またはNPO法人等が主体となった協議体（地方自治体が構成員に含まれていること）が行う、震災・原発事故からの復興支援活動等に効果のある取組（風評対策、復興支援活動、中間支援活動）に対して補助金を交付します。 ・補助率 9／10以内 ・補助額 上限額：10,000千円 (平成28年度以降に本事業を実施した団体は9,000千円) 下限額：1,000千円（概ね）		
申請方法等	—		
問い合わせ先	文化スポーツ局文化振興課	電話番号	0 2 4 - 5 2 1 - 7 1 7 9

○情報提供

① ふるさとふくしま情報提供事業

対 象 者	県内外の避難者等		
予 算 額	192,850千円		
事業の内容	東日本大震災及び原子力災害により避難を継続している県民が、古里とのつながりを維持し、生活再建や帰還に結び付くよう情報提供を行います。 1 地元紙提供事業 県外の図書館等へ地元紙（福島民報・福島民友）の送付 2 広報誌送付事業 県、市町村等の広報誌やお知らせ等の送付 ※ 原発避難者特例法に基づく13指定市町村からの避難者及びそれ以外の市町村からの県外避難者 3 地域情報紙発行事業（「ふくしまの今が分かる新聞」） 地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」の発行（隔月発行） (主な掲載内容) ・復興公営住宅を始めとした、生活インフラ等の整備、復旧 ・生活再建、健康・心のケア、教育・子育て支援等		

3 暮らしの支援

	・避難元市町村の復興に向けた動き ・帰還した方、移住してきた方へのインタビュー ・その他、避難されている方々の関心の高いタイムリーな情報 など（送付先） ・避難先・元市町村や全国の受入先自治体、公共施設、広報誌送付事業を通じて避難世帯に提供しています。
申請方法等	1 地元紙提供事業 ・地元紙の閲覧施設については、避難者支援課のホームページに掲載しています。 ・新たに送付を希望される施設がございましたら、下記連絡先へお問い合わせください（個人への送付は不可）。 2 広報誌送付事業 下記連絡先又は避難元市町村にお問い合わせください。 3 地域情報紙発行事業 バックナンバーについては、福島県の下記HPに掲載しています。 福島 今が分かる新聞 検索 https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-wakarusinbun.html なお、令和4年5月発行号から、帰還者等へのインタビューの様子をYouTube 動画により配信しています。 https://www.youtube.com/channel/UCG9mVEdnFkv0QV_pD6XJe0A
問い合わせ先	避難地域復興局避難者支援課 電話番号 024-523-4250

② 帰還支援アプリ

対 象 者	避難地域や自主避難者の多い市町村の住民の方
予 算 額	－ 千円
事業の内容	避難地域や自主避難者の多い市町村の住民の方へ、スマートフォンやタブレットのアプリでふるさとの情報をお伝えします。 「AppStore」「GooglePlay」から「帰還支援」で検索し、ダウンロード（無料）、または下記 URL から御利用ください。 https://www.pref.fukushima.lg.jp/kikan/ （掲載情報） イベント情報や施設情報など （学校、保育所、幼稚園、学童クラブ、福祉施設、病院、商店街、公営住宅、役所などに関する情報） （掲載市町村） 福島市、会津若松市、郡山市、田村市、本宮市、鏡石町、広野町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯舘村
問い合わせ先	企画調整部デジタル変革課 電話番号 024-521-7134

○治安対策

① 防犯教室、防犯講話の開催

対 象 者	災害・復興公営住宅等居住者		
予 算 額	一 千円		
事業の内容	災害・復興公営住宅等の集会所等において、犯罪被害防止のための防犯教室、防犯講話等を行います。		
申請方法等	—		
問い合わせ先	災害・復興公営住宅等所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部生活安全企画課	電話番号	福島県警察本部 生活安全企画課 024-522-2151(代)

② 巡回連絡等の戸別訪問活動による各種相談 ・ 要望等の受理

対 象 者	被災地域からの避難者及び帰還者		
予 算 額	一 千円		
事業の内容	交番・駐在所等の警察官による巡回連絡等の戸別訪問活動により、 ・ 各種相談 ・ 要望の受理 ・ 防犯や交通事故防止等、安全・安心を確保するために必要な事項や避難者等が要望する安全に資する情報提供等を行います。		
申請方法等	—		
問い合わせ先	災害・復興公営住宅等所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部地域企画課	電話番号	各警察署 福島県警察本部地域企画課 024-522-2151(代)

○交通安全対策

① 出前型・体験型交通安全教室の開催等による交通安全指導

対 象 者	災害・復興公営住宅等居住者		
予 算 額	一 千円		
事業の内容	災害・復興公営住宅等の集会所等で体験型の交通安全講習会を開催するほか、災害・復興公営住宅等各戸を訪問し、個別訪問による交通安全指導、交通安全教育活動等を行います。		
申請方法等	災害・復興公営住宅等において県警の支援が必要な際には、下記連絡先にお問い合わせください。		
問い合わせ先	災害・復興公営住宅等所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部交通企画課	電話番号	各警察署 福島県警察本部交通企画課 024-522-2151(代)

○交通手段の確保

① 避難地域における広域幹線確保事業			
対 象 者	避難地域 12 市町村を運行するバス事業者		
予 算 額	136, 121 千円		
事業の内容	福島県避難地域広域公共交通計画（地域公共交通計画、令和 5～9 年度）に基づき、避難地域 12 市町村を運行する広域幹線バス路線欠損額を国と協調して支援します。 ・補助率：国 1／2、県 1／2		
申請方法等	—		
問い合わせ先	生活環境部生活交通課	電話番号	024-521-7177

② 市町村生活交通対策事業			
対 象 者	直営バス、委託バス、デマンド型乗合タクシー事業を実施する市町村		
予 算 額	196, 613 千円		
事業の内容	市町村が地域の実情に即し、住民の生活交通の確保を図ることを目的として主体的に行うバス事業やデマンド型乗合タクシー事業等に対して支援します。		
申請方法等	1 補助対象は、県が指定する路線、事業を対象とするため、運行を開始しようとする日の 1 ヶ月前までに、事前に指定申請をします（随時申請可）。 2 指定を受けた市町村は、11 月 20 日までに所定の補助金申請書を提出します。 3 過疎地域の指定や前年度の財政力指数、路線収支率に応じて、補助率が 8 段階に区分され、運行欠損額に乗じて補助します。		
問い合わせ先	生活環境部生活交通課	電話番号	024-521-7177

○移動支援

① 警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置	
対 象 者	原発事故による避難者のうち、 ・警戒区域等を生活の本拠としていた方 ・特定避難勧奨地点の設定を受けた方
予 算 額	NEXCO による支援措置
事業の内容	原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置が、避難者の生活再建に向けた一時帰宅等の移動（福島県内等の対象 IC を入口または出口とする走行）を対象に実施されています。 なお、利用する際は「ふるさと帰還通行カード」が必要となります。 <u>令和 5 年 11 月 1 日以降は、「ふるさと帰還通行カード（更新・緑色）」が必要となり、被災時に一部の地域（※）に住所を有していた方については、更新時に申請していただく区間のみが無料措置の対象となります。</u> 1 実施期間 <u>令和 8 年 3 月 31 日まで</u>

3 暮らしの支援

	2 対象走行 福島県内等の対象 IC を入口または出口とする走行 (NEXCO 路線と一体で料金徴収がされないものは対象外) 3 対象車種 「軽自動車等」・「普通車」・「中型車」(<u>令和 7 年夏頃から、 中型車のうちトラックタイプは対象車種から除外となります</u>)。 ※ 一部の地域：田村市、南相馬市（旧警戒区域及び帰還困難区域を除く地域）、伊達市、川俣町、広野町、楡葉町、川内村		
申請方法等	(カードの申し込みに関すること) 避難元市町村にお問い合わせください。		
問い合わせ先	土木部高速道路室	電話番号	0 2 4－5 2 1－7 4 4 8

② 母子避難者等高速道路無料化支援事業

対 象 者	原発事故発生時に中通り・浜通り（警戒区域等を除く）に居住し、自主避難している母子避難世帯等 ※ ※ 原発事故発生時に、 <u>福島県中通り及び浜通り（警戒区域等を除く）</u> に居住しており、避難して <u>二重生活</u> となっている母子避難者等（妊婦含む）及び対象区域内に残る父親等であって、かつ、 <u>避難する子どもが18歳以下</u> であること。		
予 算 額	22,067千円		
事業の内容	原子力災害による母子避難者等高速道路無料措置に伴い、各高速道路会社に対し、減収分を補填します。 1 実施期間 平成25年4月26日～令和8年3月31日 2 対象走行 避難元と避難先の最寄り IC（証明書記載）を入口および出口とする走行（途中下車不可。NEXCO 路線と一体で料金徴収がされないものは対象外） 3 対象車種 中型車以下（対象者が運転又は同乗している車両） 4 留意事項 (1) 令和6年4月以降、無料措置を利用する場合、令和7年度用の証明書（有効期限：令和8年3月31日まで）が必要になりますので、証明書の切替えをお願いします。 (2) 避難元市町村へ帰還された世帯の方は、無料措置の対象外となりますので、証明書を破棄してください。		
申請方法等	（通行に必要な証明書の申請方法について） 避難元市町村にお問い合わせください。		
問い合わせ先	避難地域復興局避難者支援課	電話番号	024-523-4250

③ 原発事故の避難者に対するあぶくま高原道路の無料措置

対 象 者	原発事故による避難者のうち、警戒区域等を生活の本拠としていた方 特定避難勧奨地点の設定を受けた方
予 算 額	福島県道路公社による支援措置

3 暮らしの支援

事業の内容	原発事故による警戒区域等からの帰宅・帰還を支援するため、有料区間の無料措置を実施しています。 なお、あぶくま高原道路有料区間で無料措置をうける場合は、料金所にて東日本高速道路株式会社が発行する「ふるさと帰還通行カード」の提示が必要となります。 ・実施期間 平成24年4月28日～令和8年3月31日		
申請方法等	対象車種や通行方法については、福島県道路公社ホームページに掲載しています。		
問い合わせ先	福島県道路公社	電話番号	0248-41-2171

④ 母子避難者等に対するあぶくま高原道路の無料措置

対 象 者	原発事故発生時に福島県中通り・浜通り（原発事故による警戒区域等を除く）に居住しており、令和3年3月31日までに原発事故により避難して二重生活を強いられている母子避難者等及び対象地域内に残る父親等であって、かつ、避難する子どもが18歳以下であること。		
予 算 額	福島県道路公社による支援措置		
事業の内容	原発事故による母子避難者等のうち、避難元の最寄りインターチェンジが矢吹IC又は小野ICである方の帰宅・帰還を支援するため、有料区間の無料措置を実施しています。 なお、避難元市町村が発行する「高速道路無料措置証明書」の提示が必要となります。 ・実施期間 平成25年4月26日～令和8年3月31日		
申請方法等	対象車種や通行方法については、福島県道路公社ホームページに掲載しています。		
問い合わせ先	福島県道路公社	電話番号	0248-41-2171

4 心と体に関すること

○心のケア

① 被災者の心のケア事業			
対 象 者	被災者、避難者等		
予 算 額	567,441千円		
事業の内容	「ふくしま心のケアセンター」の職員が、避難先住宅等を個別に訪問し、相談・支援を行います。 また、「ふくしま心のケアセンター」においては電話相談専用ダイヤルを設け、県外からも電話相談を受け付けています。 県外避難者向けには、心のケアの訪問相談や、県外避難者向けの相談窓口を開設しています。		
申請方法等	(1) 被災者相談ダイヤルふくここラインに御相談ください。 (2) 県外避難者向け心のケアの訪問は、(一社)日本精神科看護協会へ申し込みください。 (3) 県外避難者向けの相談窓口等、詳しくは障がい福祉課にお問い合わせください。		
問い合わせ先	(1) ふくしま心のケアセンター 被災者相談ダイヤル ふくここライン (月・水・金10時～12時 30分、13時30分～16 時※祝日、年末年始を除く)、 (2) (一社)日本精神科看護協会 (平日8時～17時) (3) 保健福祉部障がい福祉課	電話番号	(1)0120-783-295 (2)0120-357-257 (フリーダイヤル) (3)024-521-8204

② ひきこもり相談支援センター事業	
対 象 者	ひきこもりの悩みを抱える御本人や御家族等
予 算 額	32,261千円
事業の内容	ひきこもりの悩みを抱える御本人や御家族からの相談を受け付けています。 相談だけではなく、居場所スペースやさまざまな支援情報の提供、各支援機関への紹介など、相談者の皆さまが適切な支援につながるようサポートしています。
申請方法等	1 相談方法 来所相談、電話、メール、オンライン（ZOOM）からお選びいただけます（※相談は予約制です。無料で御相談いただけます）。 2 予約方法 オンラインフォーム、電話、メールで相談の予約を受け付けています。 ・オンラインフォーム https://forms.gle/Fn4u8uUmhZWsbFu29

4 心と体に関すること

	・電話 024-955-6023 ・メール hikisen@kowakanet.or.jp 3 受付時間 火曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く） 9時30分～17時30分			
問い合わせ先	福島県ひきこもり相談センター	電話番号	024-955-6023	

③ 子どもの心のケア事業

対 象 者	被災した子どもたち及び子どもたちに接している保護者や支援者			
予 算 額	152,079千円			
事業の内容	アウトリーチによる相談支援や、支援者の養成研修の開催及び子どもの心の相談会等への専門的人材の派遣を行うことにより、震災により様々なストレスを受けた子どもたちに対する心のケアを行っています。また、子どもたちに接している保護者の悩みや思いを共有する交流会を開催しているほか、県外避難者に対しても継続的な支援を行っています。			
申請方法等	—			
問い合わせ先	こども未来局児童家庭課	電話番号	024-521-8665	

④ 女性のための相談事業

対 象 者	女性			
予 算 額	19,208千円			
事業の内容	女性のための相談支援センターにおいて、女性が抱えるあらゆる悩みへの相談に対応します。			
申請方法等	電話及び来所による相談を行っています。 ※ メールによる相談は行っておりません。			
問い合わせ先	女性のための相談支援センター	電話番号	024-522-1010	

⑤ 東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業

対 象 者	女性			
予 算 額	12,644千円			
事業の内容	東日本大震災に起因する女性の様々な悩みについて、女性相談員による相談を行っています。 1 委託先 NPO法人ウィメンズスペースふくしま 2 事業内容 (1) 電話相談 実施日・時間：祝日を除く月～金曜日 10時～17時 (2) 面接相談 実施日 (郡山会場) 第3日曜日：10時～17時 (いわき会場) 第2土曜日、第4水曜日 13時30分～16時30分			
申請方法等	電話による相談を行っています。			

4 心と体に関すること

問い合わせ先	東日本大震災による女性のための電話相談・ふくしま	電話番号	0120-207-440 (フリーダイヤル)
--------	--------------------------	------	---------------------------

⑥ 男女共生センター相談事業 (生活全般、法律関係、健康関係に係る相談)			
対 象 者	県民 ※カウンセリングは女性限定		
予 算 額	2,098千円(県委託料の相談事業全体の予算)		
事業の内容	1 生活全般に係る相談 (1) 家族・夫婦・友人関係、学校・職場・地域での悩みなど、広く生活全般に係る相談 ア 実施日・時間 火・木～日曜日 9時～12時、13時～16時 水曜日 13時～17時、18時～20時 イ 相談方法 電話・面接(面接は予約制) ウ 実施主体・実施場所 福島県男女共生センター(二本松市郭内一丁目196-1) (2) 男性相談員による相談 家族・夫婦・友人関係、学校・職場・地域での悩みなど、広く生活全般に係る相談 ア 実施日・時間 火曜日 17時～20時 イ 相談方法 電話 ウ 実施主体・実施場所 福島県男女共生センター(二本松市郭内一丁目196-1) 2 法律関係に係る相談 離婚による財産分与・慰謝料・親権、相続、金銭問題等の法律に関する相談 ア 実施日・時間 毎月第3水曜日 13時30分～15時30分 イ 相談方法 面接(予約制) ウ 相談員 弁護士 エ 実施主体・実施場所 福島県男女共生センター(二本松市郭内一丁目196-1) 3 女性による女性のためのカウンセリング DVや性暴力被害等の女性が抱える深刻な問題に関する相談及び被害者の心のケア ア 実施日・時間 毎月第1金曜日 10時00分～11時00分 毎月第3金曜日 13時30分～14時30分 イ 相談方法 面接(予約制) ウ 相談員 臨床心理士 エ 実施主体・実施場所 福島県男女共生センター(二本松市郭内一丁目196-1)		
申請方法等	電話及び来所による相談を行っています。		
問い合わせ先	福島県男女共生センター 相談室	電話番号	0243-23-8320

○健康管理

① 被災者健康サポート事業			
対 象 者	被災者、避難者等		
予 算 額	163,073千円		
事業の内容	復興公営住宅入居者等被災者の健康状態の悪化予防や健康不安の解消を図るため、また、被災市町村における被災者健康支援活動を支援するため、以下の各事業を実施します。 1 県内 (1) 保健医療専門職雇用支援事業（市町村補助事業） 市町村が健康支援活動、保健活動に従事する保健医療専門職を中長期的に雇用する際の費用に対して補助を行います。 (2) 福島県被災者健康支援体制整備事業（市町村補助事業） 市町村が被災者等への健康支援活動を実施する、又は、健康支援活動の安定的・継続的な実施体制を整備するための事業経費に対して補助を行います。 (3) 被災者健康支援活動 県保健福祉事務所及び同出張所が、被災市町村の意向をふまえ、仮設や借上住宅、復興公営住宅等の健康要支援者への訪問支援及び集会所等での保健指導、栄養指導、口腔ケア指導等の実施を支援します。 2 県外 (1) 県外避難者健診体制整備事業（市町村補助事業） 市町村が県外避難者のがん検診や特定健診の受診機会を確保するため、全国展開している健診機関との契約を進める際の事務手数料を補助します。		
申請方法等	1(1)・1(2)・2(1) 福島県保健福祉部健康づくり推進課 1(3) 下記連絡先にお問い合わせください。		
問い合わせ先	県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 相双保健福祉事務所いわき出張所 所保健福祉部健康づくり推進課	電話番号	024-534-4101 0248-75-7800 0248-22-5441 0242-29-5503 0241-63-0302 0244-26-1326 0246-24-6118 024-521-7236

② 県民健康調査事業	
対 象 者	県民等（検査等の内容により、対象者は異なります。）
予 算 額	3,613,468千円
事業の内容	東日本大震災や福島第一原発事故により、多くの県民が健康に不安を抱えている状況を踏まえ、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康の維持・増進につなげることを目的とした「県民健康調査」を

4 心と体に関すること

	実施しています。 1 甲状腺検査 チョルノービリ（チェルノブイリ）原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんが報告されたことから、福島県はチョルノービリに比べて放射性ヨウ素の被ばく線量が低いとされていますが、子どもたちの甲状腺の状態を把握し、健康を長期に見守るために、震災当時、概ね18歳以下の方を対象として、甲状腺検査を実施しています。 県外避難者の方も避難先の近隣で検査を受けられるように、全都道府県の約130医療機関で受診できる体制を整備しており、県内における検査実施機関の拡充にも取り組んでいます。 2 健康診査 県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなげることを目的に、既存の健診制度を活用して健康診査を行っています。 特に、避難区域等の住民を対象として、白血球分画等の項目を上乗せした健康診査を、対象となる住民が県内外に避難している状況を踏まえて、県内はもとより、各都道府県で受診可能な医療機関を充実させるなどして実施しております。 3 WBC（ホールボディカウンター）による内部被ばく検査 内部被ばく検査については、県有車載型WBCにより県内各地で検査しているほか、県外については、青森、石川、滋賀、広島、愛媛、長崎の大学病院等で受検できる体制を整備しています。		
申請方法等	—		
問い合わせ先	① 福島県立医科大学放射線 医学県民健康管理センター ② 保健福祉部県民健康調査課	電話番号	① 024-549-5130 ② 024-521-8219

4 心と体に関すること

③ 福島県避難者検診体制整備事業																							
対 象 者	県内に避難するがん検診の対象者で下記に該当する者																						
予 算 額	4, 7 2 9 千円																						
事業の内容	避難元町村が避難先で実施するがん検診の未受診者を対象に、避難先の医療機関でがん検診が受けられる体制を整備し、県内避難者のがん検診の受診機会を増やします。 1 実施地区 福島市、郡山市、いわき市（予定） 2 対象町村 楡葉町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村（予定） 3 実施地区別検診期間（予定） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>福島市</th><th>郡山市</th><th>いわき市</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協力医療機関</td><td>福島市医師会</td><td>郡山医師会</td><td>いわき市医師会</td></tr> <tr> <td>検診期間</td><td>令和8年2月</td><td>令和8年2月</td><td>令和8年2月</td></tr> <tr> <td>検診の受付時期 （検診開始の 2カ月前から）</td><td>令和7年12月～</td><td>令和7年12月～</td><td>令和7年12月～</td></tr> <tr> <td>検診の対象者</td><td>楡葉町、大熊町 双葉町、葛尾村</td><td>楡葉町、大熊町 双葉町、浪江町 葛尾村</td><td>楡葉町、大熊町 双葉町、浪江町 葛尾村</td></tr> </tbody> </table>				福島市	郡山市	いわき市	協力医療機関	福島市医師会	郡山医師会	いわき市医師会	検診期間	令和8年2月	令和8年2月	令和8年2月	検診の受付時期 （検診開始の 2カ月前から）	令和7年12月～	令和7年12月～	令和7年12月～	検診の対象者	楡葉町、大熊町 双葉町、葛尾村	楡葉町、大熊町 双葉町、浪江町 葛尾村	楡葉町、大熊町 双葉町、浪江町 葛尾村
	福島市	郡山市	いわき市																				
協力医療機関	福島市医師会	郡山医師会	いわき市医師会																				
検診期間	令和8年2月	令和8年2月	令和8年2月																				
検診の受付時期 （検診開始の 2カ月前から）	令和7年12月～	令和7年12月～	令和7年12月～																				
検診の対象者	楡葉町、大熊町 双葉町、葛尾村	楡葉町、大熊町 双葉町、浪江町 葛尾村	楡葉町、大熊町 双葉町、浪江町 葛尾村																				
申請方法等	受診可能な医療機関の情報や検診の申込み方法については、各実施町村のがん検診の担当窓口へお問い合わせください。 ・楡葉町保健福祉課 0 2 4 0－2 3－6 1 0 2 ・大熊町健康保険課 0 2 4 0－2 3－7 4 1 9 ・双葉町健康福祉課 0 2 4 0－3 3－0 1 3 1 ・浪江町健康保険課 0 2 4 0－3 4－0 2 4 9 ・葛尾村住民生活課 0 2 4 0－2 9－2 1 1 2																						
問い合わせ先	保健福祉部健康づくり推進課	電話番号	0 2 4－5 2 1－7 6 4 0																				

○高齢者支援

① 高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業	
対 象 者	避難指示解除区域に居住する高齢者等
予 算 額	1 6 1, 5 1 3 千円
事業の内容	避難指示解除区域に居住する高齢者等が孤立したり、生活機能の低下を招くことがないように、相談、介護、生活支援等の推進を図るため、以下の事業を実施します。 1 避難指示解除区域等被災高齢者等生活支援事業 避難指示解除区域の市町村に居住する高齢者等が、安心して生活できるよう高齢者等サポート拠点の設置運営等を支援します。

4 心と体に関すること

申請方法等	—		
問い合わせ先	保健福祉部高齢福祉課	電話番号	024-521-7163

○医療支援

① 警戒区域等医療施設再開支援事業			
対 象 者	1 警戒区域等の医療機関 2 市町村及び医療関係団体等（仮設診療所等）		
予 算 額	1,799,572千円		
事業の内容	原子力災害により休止等した旧警戒区域等の病院、診療所及び薬局の再開等のため、施設設備の整備や運営を支援しています。 また、市町村が旧警戒区域等に仮設診療所を開設する場合に施設設備の整備や運営を支援しています。		
申請方法等	—		
問い合わせ先	保健福祉部地域医療課	電話番号	024-521-8672

5 子育て・教育のこと

○子育て支援

① 産前・産後支援事業

対 象 者	妊産婦、乳幼児を持つ保護者		
予 算 額	23,852千円		
事業の内容	1 ふくしまの赤ちゃん電話健康相談 妊娠中や小さなお子さんの健康、母乳育児や子育てに関する不安など、様々な悩みに助産師がお応えします。 2 子育てサロン 保護者同士の交流や子育てに関する情報交換などを行います。 3 産前・産後の家庭訪問 助産師が家庭訪問し、乳房ケアや育児・授乳相談などを行います。 4 助産院での母乳育児支援（来所ケア） 助産院で体重測定、乳房ケアや育児・授乳相談を行います。		
申請方法等	下記連絡先にお問い合わせください。 相談受付時間は、月～金（祝祭日を除く） 午前9時30分から午後4時30分です。 LINEによるオンライン相談も行っています。		
問い合わせ先	ふくしまの赤ちゃん電話健康相談窓口（福島県助産師会）	電話番号	0120-80-2051 （フリーダイヤル）

② 子ども健やか訪問事業

対 象 者	県内に避難している児童を持つ御家庭		
予 算 額	1,197千円		
事業の内容	復興公営住宅等で避難生活をしている子どもを持つご家庭を、地域の子育て支援者等が訪問し、生活・育児等の相談に対応します。 （訪問実施者） 子ども健やか訪問員（保健師、助産師、看護師等）		
申請方法等	—		
問い合わせ先	こども未来局子育て支援課	電話番号	024-521-8205

③ 児童の養育相談

対 象 者	18歳未満の児童		
予 算 額	127,009千円		
事業の内容	児童相談所において、児童の養育に関するあらゆる相談に対応します。（来所、電話）		
申請方法等	来所及び電話による相談を行っています。来所の場合は、あらかじめ電話等で相談日・時間を予約してください。		

5 子育て・教育のこと

問い合わせ先	① 中央児童相談所 ② 県中児童相談所 ③ 会津児童相談所 ④ 浜児童相談所	電話番号	① 024-534-5101 ② 024-935-0611 ③ 0242-23-1400 ④ 0246-28-3346
--------	---	------	--

④ ふくしまキッズパワーアップ事業

対 象 者	県内の小・中学生、特別支援学校小・中学部、社会教育関係団体 等		
予 算 額	76,212千円		
事業の内容	震災の経験を踏まえ、子どもたちに自然体験活動や福島ならではの体験活動等を行う機会を提供し、豊かな人間性と生きる力の育成を図るとともに、主体的に福島の未来を切り拓くたくましい子どもを育むため、県内において自然体験活動等を実施する団体に、宿泊費と活動費・交通費を補助します。 1 小・中学校等の自然体験活動 県内の小・中学校、特別支援学校小・中学部が、県内で宿泊を伴う自然体験活動や福島ならではの地域性を生かした体験活動等を行う事業を対象とします。 2 小・中学生を対象とした社会教育団体の長期宿泊型自然体験活動（3泊4日以上） 子ども会・スポ少・PTAなどの社会教育関係団体が、県内で長期宿泊を伴う自然体験活動や福島ならではの地域性を生かした体験活動等を行う事業を対象とします。		
申請方法等	詳細は、県教育庁社会教育課のホームページを御確認いただくか、電話でお問い合わせください。		
問い合わせ先	県教育庁社会教育課	電話番号	024-521-7799

⑤ ふくしま‘食の基本’推進事業

対 象 者	学校、その他団体等		
予 算 額	13,267千円		
事業の内容	子どもをはじめとした地域住民が、適切な食品を選択できる力や食品の安全に対する知識を養う等、各個人が地域活動等を通して自発的な健康づくりを推進できるよう、農林水産業体験を中心とした食育活動の充実を図るため、地域団体等が行う特色ある食育活動を支援します。 1 食育実践サポーター派遣事業 食育体験や交流、地域の食文化や郷土食の伝承等の活動を先進的に実践する方々を「食育実践サポーター」として登録し、子どもを対象とした食育の推進に取り組む学校や地域団体等からの要請に応じて派遣し支援活動を行います。 2 ふるさとの農林漁業体験支援事業 子どもやその保護者などが農林漁業体験を通じて、豊かで健康的な食生活を実践するために、地域団体等が行う啓発活動や体験活動を支援します。 ・実施事業数 10事業（予定） ・その他 活動実績を取りまとめて広く紹介します。		

5 子育て・教育のこと

申請方法等	「食育実践サポーター」の派遣要請は、お近くの農林事務所にお問い合わせください。		
	機関名		電話番号
	県北農林事務所 企画部		0 2 4 - 5 2 1 - 2 5 9 6
	県中農林事務所 企画部		0 2 4 - 9 3 5 - 1 5 1 0
	県南農林事務所 企画部		0 2 4 8 - 2 3 - 1 5 7 6
	会津農林事務所 企画部		0 2 4 2 - 2 9 - 5 3 6 9
	南会津農林事務所 企画部		0 2 4 1 - 6 2 - 5 2 5 2
	相双農林事務所 企画部		0 2 4 4 - 2 6 - 1 1 5 3
	いわき農林事務所 企画部		0 2 4 6 - 2 4 - 6 1 5 2
問い合わせ先	農林水産部農産物流通課	電話番号	0 2 4 - 5 2 1 - 7 3 5 4

○教育支援（奨学金・就学支援など）

① 東日本大震災子ども支援基金給付事業			
対 象 者	震災により親を亡くした児童等		
予 算 額	4 0, 1 2 0 千円		
事業の内容	東日本大震災により保護者が死亡又は行方不明となった児童（孤児・遺児）の生活及び修学を支援します。 ・未就学児 月額（孤児：3 0, 0 0 0 円、遺児：2 0, 0 0 0 円） ・小・中学校等に在籍する者 月額（孤児：4 0, 0 0 0 円、遺児：3 0, 0 0 0 円） ・高等学校等に在籍する者 月額（孤児：5 0, 0 0 0 円、遺児：4 0, 0 0 0 円） ・大学及び専門学校等に在籍する者 月額（孤児：6 0, 0 0 0 円、遺児：5 0, 0 0 0 円） ・小学校等入学時給付金 3 0, 0 0 0 円 ・小学校等卒業時給付金 5 0, 0 0 0 円 ・中学校等卒業時給付金 1 0 0, 0 0 0 円 ・高等学校等卒業時給付金 3 0 0, 0 0 0 円		
申請方法等	対象者にお送りする申請書により、県に直接お申し込みください。		
問い合わせ先	こども未来局 こども・青少年政策課	電話番号	0 2 4 - 5 2 1 - 7 1 9 8

② 被災児童生徒就学援助事業	
対 象 者	東日本大震災等により被災し、経済的な理由により就学困難となった児童生徒
予 算 額	2 2 8, 4 8 4 千円

5 子育て・教育のこと

事業の内容	県内市町村が実施する必要な学用品費、学校給食費等の就学支援に対して補助（補助率10／10）を行い、義務教育（小・中学校）の教育機会を確保します。 （対象費目）学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費等 なお、各市町村では、罹災証明又は被災証明等及び聞き取りなどにより、被災状況と収入状況を確認します。		
申請方法等	お子様が通っている小・中学校を通して、各市町村教育委員会にお申し込みください。 ※ この制度は各都道府県で実施しておりますので、県外市町村に避難している方も支援を受けることが可能です。		
問い合わせ先	各小・中学校、 お住まいの市町村教育委員会又は県教育庁義務教育課	電話番号	県教育庁義務教育課 024-521-7796

③ 私立学校の被災児童・生徒等に対する就学（園）支援

対 象 者	私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校）		
予 算 額	21,102千円		
事業の内容	東日本大震災により被災した児童生徒等の就学(園)を支援するため、被災児童生徒等の授業料等減免措置を行った私立学校の設置者に対して、減免相当額を補助金として交付します。 補助率 10／10（専修学校（高等課程を除く）・各種学校は2／3） 補助額 減免相当額 （ただし、補助対象経費は学種ごとに上限額があります。 また、被災状況に応じて補助月数が異なります。）		
申請方法等	私立学校ごとに授業料等減免要件が異なりますので、在籍校へ御相談ください。		
問い合わせ先	総務部私学・法人課	電話番号	024-521-7048

④ 高校等奨学資金貸付事業（福島県奨学資金震災特例採用）

対 象 者	原子力災害被災地域において被災（警戒区域等からの避難等）し、経済的理由により就学困難となった高等学校・専修学校（高等課程）、特別支援学校高等部の生徒		
予 算 額	30,324千円		
事業の内容	上記対象者へ奨学資金を貸与します。 ・貸与月額 国公立 自宅通学 18,000円 / 自宅外通学 23,000円 私 立 自宅通学 30,000円 / 自宅外通学 35,000円 ・貸与期間 採用年度における1年間 （ただし、状況が改善しない場合は、一定期間に限り1年ごとに延長することができます。） ・利子 無利子 ・保証人 連帯保証人1名（保護者） ・返還 卒業の月の6月後から教育委員会の定める期間内に、半年賦で返還いただきます。 ただし、卒業後の本人の年収（見込）が300万円以下		

5 子育て・教育のこと

	の場合は願出により、最大5年まで返還を猶予します。 また、卒業から5年経過後も年収（見込）が300万円以下の場合は願出により返還義務を免除することができます。		
申請方法等	在学している学校を通じて願書に必要書類を添えて、申し込んでください。詳細は、下記連絡先にお問い合わせください。		
問い合わせ先	在学している学校 又は県教育庁高校教育課	電話番号	県教育庁高校教育課 024-521-7775

⑤ 介護福祉士等修学資金貸付事業

対 象 者	県内の福祉・介護事業所で就労するために、介護福祉士等の養成施設で就学する学生		
予 算 額	－ 千円		
事業の内容	対象者に無利子で修学資金の貸付を行います。 1 貸付額 (1) 修学金 : 月額5万円以内 (2) 入学準備金: 20万円以内 (3) 就職準備金: 20万円以内 (4) 国家試験受験対策費用: 4万円以内（年額） (5) 生活費加算: 4万円程度（月額） 2 貸付金の返還 養成施設等を卒業後、定められた期日までに一括又は最長5年以内の月賦により返還いただきます。 ただし、以下の要件を全て満たす方については、返還債務を免除します。 (1) 養成施設等を卒業後1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得 (2) 福島県内の福祉施設等において介護又は相談援助業務等に5年間従事		
申請方法等	1 在学する養成施設等を通じて、(社福)福島県社会福祉協議会へ申請します。 2 募集案内については、各養成所にお知らせするとともに、福島県社会福祉協議会ホームページに掲載しています。		
問い合わせ先	(社福)福島県社会福祉協議会	電話番号	024-523-1256

6 税金のこと

○税金の減免等

① 法人県民税

対 象 者	東日本大震災により被災した法人		
予 算 額	－ 千円		
事業の内容	1 制度概要 一定の要件を満たす場合に、申請により減免を受けることができます。 2 減免の対象年度 平成23年3月11日から平成26年3月10日までに終了する各事業年度分 3 申請対象法人 個別申請により平成27年3月31日以降申告・納付の期限延長措置を受けている法人 4 申請期限 個別申請により認められた申告納付期限		
申請方法等	申請書及び添付書類を各事業年度の確定申告の申告期限までに、管轄の地方振興局県税部へ提出してください。		
問い合わせ先	① 県北地方振興局県税部 ② 県中地方振興局県税部 ③ 県南地方振興局県税部 ④ 会津地方振興局県税部 ⑤ 南会津地方振興局県税部 ⑥ 相双地方振興局県税部 ⑦ いわき地方振興局県税部 ⑧ 総務部税務課	電話番号	① 024-521-2692 ② 024-935-1251 ③ 0248-23-1517 ④ 0242-29-5251 ⑤ 0241-62-5214 ⑥ 0244-26-1126 ⑦ 0246-24-6032 ⑧ 024-521-7068

② 個人事業税

対 象 者	東日本大震災により被災した個人事業者		
予 算 額	－ 千円		
事業の内容	1 制度概要 一定の要件を満たす場合に、申請により減免を受けることができます。 2 減免の対象 平成22年中、または、平成23年中の事業所得に係る個人事業税。 ※ すでに、平成22年中、または、平成23年中の事業所得に係る個人事業税の減免を受けている方は、対象になりません。 ※ 震災により個人事業主が亡くなられた場合は、両年とも減免対象となります。		

6 税金のこと

申請方法等	「個人事業税減免申請書」及び「罹災証明書」などが必要となります。 なお、申請期限は、納税通知書に記載されている納期限までです。 ※ 納付時期が2回に分割されている場合は、最初の納期限までです。		
問い合わせ先	① 県北地方振興局県税部 ② 県中地方振興局県税部 ③ 県南地方振興局県税部 ④ 会津地方振興局県税部 ⑤ 南会津地方振興局県税部 ⑥ 相双地方振興局県税部 ⑦ いわき地方振興局県税部 ⑧ 総務部税務課	電話番号	① 024-521-2692 ② 024-935-1251 ③ 0248-23-1517 ④ 0242-29-5251 ⑤ 0241-62-5214 ⑥ 0244-26-1126 ⑦ 0246-24-6032 ⑧ 024-521-7068

③ 不動産取得税

対 象 者	下記「事業の内容」のとおりです。
予 算 額	一 千円
事業の内容	1 東日本大震災により被災した家屋に代わる家屋を取得した場合の軽減措置 地震又は津波により被災した家屋に代わる家屋（以下、「代替家屋」といいます。）及び代替家屋の敷地を新たに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、軽減措置を受けることができます。 (1) 軽減措置の対象となる不動産 令和8年3月31日までに取得した代替家屋及びその敷地 2 避難指示区域内にある家屋に代わる家屋を取得した場合の軽減措置 原子力災害により、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域（以下、「居住困難区域等」といいます。）内にある家屋に代わる家屋（以下、「代替家屋」といいます。）及び代替家屋の敷地を新たに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、軽減措置を受けることができます。 (1) 軽減措置の対象となる不動産 ア 福島県内に取得した場合 居住困難区域等の指定が解除された日から4年を経過する日までに取得した代替家屋及びその敷地 イ 福島県外に取得した場合 帰還困難区域又は居住制限区域の指定が解除された日から3ヵ月（代替家屋が新築の場合は1年）を経過する日までに取得した代替家屋及びその敷地 ※ 福島県外に取得した場合は、所在する都道府県にお問い合わせください。 3 被災した農用地に代わる農用地を取得した場合の軽減措置 東日本大震災や原子力災害により、被災した農用地に代わる農用地を取得した場合にも上記1、2と同様の制度があります。
申請方法等	管轄の地方振興局県税部にお問い合わせください。

6 税金のこと

問い合わせ先	① 県北地方振興局県税部 ② 県中地方振興局県税部 ③ 県南地方振興局県税部 ④ 会津地方振興局県税部 ⑤ 南会津地方振興局県税部 ⑥ 相双地方振興局県税部 ⑦ いわき地方振興局県税部 ⑧ 総務部税務課	電話番号	① 024-521-2694 ② 024-935-1254 ③ 0248-23-1517 ④ 0242-29-5254 ⑤ 0241-62-5214 ⑥ 0244-26-1125 ⑦ 0246-24-6033 ⑧ 024-521-7068
--------	--	------	--

④ 自動車税種別割

対 象 者	下記「事業の内容」のとおり。		
予 算 額	－ 千円		
事業の内容	原子力災害により被災した自動車 1 対象区域内自動車に係る自動車税種別割の特例 東日本大震災における原子力災害により、自動車持出困難区域又は警戒区域内（以下、「対象区域内」といいます。）に取り残してきた自動車を用途廃止による永久抹消登録等した場合などは、申告により抹消日に関わらず平成23年度以降の自動車税種別割が課されません。 2 対象区域内に放置期間がある自動車に係る自動車税種別割の減免 東日本大震災における原子力災害により、対象区域内に放置期間があった自動車は、申請によりその期間に対応する月割分の自動車税種別割の減免を受けることができます。		
申請方法等	管轄の地方振興局県税部にお問い合わせください。		
問い合わせ先	① 県北地方振興局県税部 ② 県中地方振興局県税部 ③ 県南地方振興局県税部 ④ 会津地方振興局県税部 ⑤ 南会津地方振興局県税部 ⑥ 相双地方振興局県税部 ⑦ いわき地方振興局県税部 ⑧ 総務部税務課	電話番号	① 024-521-2702 ② 024-935-1261 ③ 0248-23-1519 ④ 0242-29-5261 ⑤ 0241-62-5213 ⑥ 0244-26-1127 ⑦ 0246-24-6025 ⑧ 024-521-7070

⑤ 軽油引取税

対 象 者	下記「事業の内容」のとおりです。		
予 算 額	－ 千円		
事業の内容	特別徴収義務者が所有する未課税軽油又は免税軽油使用者等が所有する免税軽油が、東日本大震災などにより、流出、滅失、汚水等の冠水等により本来の用途に使用できなくなった場合、手続きをすることにより軽油引取税が減免されます。		
申請方法等	「軽油引取税減免申請書」などが必要となります。 なお、申請期限は、納期限までです。		

6 税金のこと

問い合わせ先	① 県北地方振興局県税部	電話番号	① 024-521-2699
	② 県中地方振興局県税部		② 024-935-1264
	③ 県南地方振興局県税部		③ 0248-23-1519
	④ 会津地方振興局県税部		④ 0242-29-5261
	⑤ 南会津地方振興局県税部		⑤ 0241-62-5214
	⑥ 相双地方振興局県税部		⑥ 0244-26-1127
	⑦ いわき地方振興局県税部		⑦ 0246-24-6037
	⑧ 総務部税務課		⑧ 024-521-7070

⑥ 特定復興産業集積区域に係る県税の課税免除

対 象 者	次の1又は2の要件を満たす個人事業者又は法人 1 認定地方公共団体による指定を受けた個人事業者又は法人 2 認定復興推進計画に定められた対象業種を行う個人事業者又は法人		
予 算 額	－ 千円		
事業の内容	認定地方公共団体の指定を受けた事業者（指定事業者）が、特定復興産業集積区域内において、一定の事業用の施設等（機械・装置、建物・建物附属設備、構築物）を取得して事業に用いた場合、申請により法人事業税、個人事業税、不動産取得税などの課税免除を受けることができます。		
申請方法等	管轄の地方振興局県税部にお問い合わせください。		
問い合わせ先	① 県北地方振興局県税部	電話番号	① 024-521-2692
	② 県中地方振興局県税部		② 024-935-1251
	③ 相双地方振興局県税部		③ 0244-26-1126
	④ いわき地方振興局県税部		④ 0246-24-6032
	⑤ 総務部税務課		⑤ 024-521-7068

⑦ 福島復興再生特別措置法に係る県税の課税免除

対 象 者	次の1から4のいずれかの要件を満たす個人事業者又は法人。 1 避難解除等区域復興再生推進事業実施計画について県の認定を受けた個人事業者又は法人 2 避難指示対象区域内に平成23年3月11日時点で事業所が所在していたことについて県の確認を受けた個人事業者又は法人 3 特定事業活動指定事業者事業実施計画を作成し、県の指定を受けた個人事業者又は法人 4 新産業創出等推進事業実施計画を作成し、県の認定を受けた個人事業者又は法人		
予 算 額	－ 千円		
事業の内容	対象区域内において、一定の事業用の施設等（機械・装置、建物・建物附属設備、構築物）を取得して事業に用いた場合、申請により法人事業税、個人事業税、不動産取得税などの課税免除を受けることができます。 対象者によって期限が異なるため、確認を受ける各地方振興局県税部にお問い合わせください。		
申請方法等	管轄の地方振興局県税部にお問い合わせください。		

6 税金のこと

問い合わせ先	① 県北地方振興局県税部	電話番号	① 024-521-2692
	② 県中地方振興局県税部		② 024-935-1251
	③ 県南地方振興局県税部		③ 0248-23-1517
	④ 会津地方振興局県税部		④ 0242-29-5251
	⑤ 南会津地方振興局県税部		⑤ 0241-62-5214
	⑥ 相双地方振興局県税部		⑥ 0244-26-1126
	⑦ いわき地方振興局県税部		⑦ 0246-24-6032
	⑧ 総務部税務課		⑧ 024-521-7068

⑧ 県税の減免・徴収猶予・納期限等の延長

対 象 者	県税の納税義務者		
予 算 額	－ 千円		
事業の内容	1 減免 災害その他やむを得ない理由に該当する場合、申請により県税が減額または減免されることがあります。(なお、減免の要件及び範囲は、県税の種類によって異なります。) 2 徴収猶予 災害その他やむを得ない理由により、税金を一時に納付できないと認められる場合には、申請により徴収が1年以内(最長2年まで)猶予されます。 3 納期限等の延長 災害その他やむを得ない理由により、納期限までに申告や納税などができないとき、申請により期限が延長されます。		
申請方法等	管轄の地方振興局県税部にお問い合わせください。		
問い合わせ先	① 県北地方振興局県税部	電話番号	① 024-521-2682
	② 県中地方振興局県税部		② 024-935-1241
	③ 県南地方振興局県税部		③ 0248-23-1514
	④ 会津地方振興局県税部		④ 0242-29-5241
	⑤ 南会津地方振興局県税部		⑤ 0241-62-5212
	⑥ 相双地方振興局県税部		⑥ 0244-26-1124
	⑦ いわき地方振興局県税部		⑦ 0246-24-6030
	⑧ 総務部税務課		⑧ 024-521-7069

7 各種相談窓口

国等との連携により、住宅全般、放射線、原子力損害賠償、生活資金、雇用などについての各種相談窓口を設置しています。

(一部再掲、他団体等設置のものを含む。)

内容	連絡先 (TEL)	設置場所
◆災害（支援）に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口 放射線被ばくの健康相談窓口	0120-988-359 メール・郵便	原子力規制委員会 福島県住民向け電話相談窓口 ※ 土日・祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く (8時30分～18時15分) (国研) 放射線医学総合研究所 郵便宛先：〒263-8555 千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 量子生命・医学部門 放射線医学研究所 福島再生 支援研究部 e-Mail : hibakusoudan@qst.go.jp
被災者を対象とした無料法律相談窓口	(福島) 024-534-1211 (郡山) 024-925-6511 (いわき) 0246-25-0455	県弁護士会 (相談窓口) (14時～16時：平日)
原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口	024-521-8216	福島県 原子力損害対策課 (8時30分～17時15分：平日) ※ 毎週水曜日 (祝休日を除く) 13時～17時は 弁護士による電話法律相談
震災・原発事故についての相談	024-533-7770	福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救済支援センター (10時～15時：平日) 弁護士の紹介
原子力損害賠償の請求手続全般等の問い合わせ窓口	(行政書士による情報提供) 0120-013-814	原子力損害賠償・廃炉等支援機構 (午前10時～午後1時、午後2時～午後5時：月～金 ※祝休日・年末年始を除く)
	(弁護士対面相談予約) 0120-330-540	原子力損害賠償・廃炉等支援機構 (午前9時30分～午後5時：月～金※祝休日・年末年始を除く)

7 各種相談窓口

	(原子力損害賠償全般) 0120-926-404 (中間指針第五次追補) 0120-926-470 (土地・建物・家財) 0120-926-596 (FAX) 0120-722-251	東京電力ホールディングス(株)相談窓口 (9時～19時：平日、9時～17時：土・日・休祝日) 原子力損害賠償全般に関する問い合わせ (自主避難等含む) 中間指針第五次追補決定に係る精神的損害等の 賠償に関するご相談専用ダイヤル 土地・建物・家財に関する問い合わせ 耳が不自由な方への FAX による問い合わせ
ADR 申立てに 関すること	0120-377-155	文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター (平日 10 時～17 時)
相談に対する総合 相談窓口 (適切な 窓口への案内が中 心)	024-573-2731	「ふくしまの今とつながる相談室 toiro」 (運営：(一社) ふくしま連携復興センター) (毎週月・水・金 10 時～17 時 (祝祭日休み))
被災者の帰還・生 活再建に関する相 談	0120-303-059	被災者のくらし再建相談ダイヤル (9 時～17 時 (土日祝日、年末年始を除く))
避難市町村家賃等 支援事業助成金に 関する問い合わせ 窓口	0120-900-775	福島県家賃等支援事務センター (9 時～18 時 (土日祝日、年末年始を除く))

◆医療・福祉に関する相談

【受付時間：注釈がないものは平日 8 時 30 分～17 時 15 分】

医療に関する相談	024-522-4546	福島県 地域医療課 (9 時～12 時、13 時～16 時：平日)
障がい者に関する 各種相談 (障がい 者 110 番)	024-563-5110	障がい者社会参加推進センター (8 時 30 分～17 時：平日)
高齢福祉に関する 相談 介護保険に関する 相談	024-524-2225	高齢者総合相談センター (9 時～17 時：月～木※祝日、年末年始を除く)
介護保険に関する 相談	024-521-7745	福島県高齢福祉課
国民健康保険に関 する相談	024-521-7203	福島県国民健康保険課
後期高齢者医療制 度に関する相談	024-528-9025	福島県後期高齢者医療広域連合

7 各種相談窓口

児童福祉に関する相談	024-534-5101 024-935-0611 0248-22-5648 0248-21-8119 0242-23-1400 0241-63-0309 0246-28-3346 0244-26-1135	福島県 中央児童相談所 〃 県中児童相談所 〃 〃 白河相談室 〃 〃 〃 〃 会津児童相談所 〃 〃 南会津相談室 〃 浜児童相談所 〃 〃 南相馬相談室
こころの健康に関する相談（精神的な悩みや問題等）	0120-783-295 0570-064-556 024-534-4300 0248-75-7811 0248-22-5649 0242-29-5275 0241-63-0305 0244-26-1132 024-525-3746 024-924-2163 0246-27-8557  024-536-4343 0120-556-189 0120-783-556 https://www.fukushima-inochi.com/email-consultation.html	ふくしま心のケアセンター（被災者相談ダイヤル） こころの健康相談ダイヤル（福島県 精神保健福祉センター） （9:00～17:00：平日） （県外からは 024-535-5560 へおかけください。 0570-064-556 については平日 18:30～22:30 も相談可。受付は 22:00 まで） 福島県 県北保健福祉事務所 〃 県中保健福祉事務所 〃 県南保健福祉事務所 〃 会津保健福祉事務所 〃 南会津保健福祉事務所 〃 相双保健福祉事務所 福島市障がい福祉課 郡山市保健所 いわき市保健所 LINE 相談「こころつながり@福島」 毎日 18:00～22:00（受付は 21:30 まで） スマートフォン、タブレット等で左記の 2 次元コードを読み取るか、もしくは LINE アプリ上で ID 【@228dnon】を検索して「友だち追加」し相談。 ただし、福島県在住、在勤、通学者からの相談に限る。 福島いのちの電話（電話相談） （10 時～22 時（土日含む）、毎月第 3 土曜日のみ午前 10 時～翌日午前 10 時。） 福島いのちの電話（ふくしま寄り添いフリーダイヤル）予約制電話。予約された日に福島いのちの電話から架電。相談時間 10:00～22:00。予約の受付は 24 時間。 自殺予防いのちの電話（福島いのちの電話） 16:00～21:00（土日含む）（毎月 10 日のみ 8:00～翌朝 8:00） 福島いのちの電話（メール相談） 左記 URL のメール相談フォームから受付（受付後 5 日以内に返信）

7 各種相談窓口

	0120-279-226 0120-279-338	よりそいホットライン (福島・宮城・岩手県に居住している方) よりそいホットライン (3県以外に居住している方)
女性の相談に関する窓口	024-522-1010 024-534-4118 0248-75-7809 0248-22-5647 0242-29-5278 0241-63-0305 0244-26-1134 0120-279-226 0120-279-338 0243-23-8320 0120-207-440	女性のための相談支援センター (9～21時 祝日と年末年始を除く) 女性のミカタ健康サポートコール 福島県 県北保健福祉事務所 〃 県中保健福祉事務所 〃 県南保健福祉事務所 〃 会津保健福祉事務所 〃 南会津保健福祉事務所 〃 相双保健福祉事務所 よりそいホットライン (福島県、宮城県、岩手県に居住している方) よりそいホットライン (3県以外に居住している方) ※ 音声ガイドに従い「3」を選ぶと女性の相談 に繋がります。(24時間全国フリーダイヤル) 男女共生センター(月曜日休館) 火・木～日 9～12時、13～16時 水 13～17時、18～20時 【男性相談員による相談】 火 17～20時 東日本大震災による女性のための電話相談・ふくしま 祝日を除く月～金 10～17時 (全国フリーダイヤル)
ひきこもりに関する相談	・電話 024-955-6203 ・オンラインフォーム https://forms.gle/Fn4u8uUmhZWsbFu29  ・メール hikisen@kowaka.net.or.jp	福島県ひきこもり相談支援センター 祝日・年末年始を除く火～土 9時30分～17時30分

◆生活に関する相談		
【受付時間：8時30分～17時15分（平日）】		
教育に関する相談	024-521-7759 024-521-7755	福島県教育庁 教育総務課
県外に避難している小・中学校の教育に関する相談	024-521-7761 024-521-7772	福島県教育庁 義務教育課、高校教育課 ※ 福島県内の小・中学校への転学や高校進学など教育に関する相談窓口や情報提供元のご案内等
文化財に関する相談	024-521-7787 024-534-9193	福島県教育庁 文化財課 ふくしま歴史資料保存ネットワーク (福島県歴史資料館)
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	(社福) 福島県社会福祉協議会
義援金に関すること	024-521-7322	福島県 社会福祉課
生活保護に関する相談	024-534-4301	福島県 県北保健福祉事務所
	0248-75-7813	〃 県中保健福祉事務所
	0248-22-5483	〃 県南保健福祉事務所
	0242-29-5281	〃 会津保健福祉事務所
	0241-63-0307	〃 南会津保健福祉事務所
	0244-26-1136	〃 相双保健福祉事務所
	024-535-1111	福島市福祉事務所
	0242-39-1292	会津若松市福祉事務所
	0248-22-1111	白河市福祉事務所
	0248-88-8113	須賀川市福祉事務所
	0241-24-5228	喜多方市福祉事務所
	0244-37-2205	相馬市福祉事務所
	0243-55-5111	二本松市福祉事務所
	0247-81-2273	田村市福祉事務所
	0244-24-5243	南相馬市福祉事務所
	024-575-1264	伊達市福祉事務所
	0243-24-5372	本宮市福祉事務所
	024-924-2611	郡山市福祉事務所
	0246-22-7459	いわき市平地区保健福祉センター
	0246-54-2111	いわき市小名浜地区保健福祉センター
	0246-63-2111	いわき市勿来・田人地区保健福祉センター
	0246-43-2111	いわき市常磐・遠野地区保健福祉センター
	0246-27-8693	いわき市内郷・好間・三和地区保健福祉センター
	0246-32-2114	いわき市四倉・久之浜大久地区保健福祉センター
	0246-83-1329	いわき市小川・川前地区保健福祉センター

7 各種相談窓口

県税に関する相談	024-521-7067 024-521-2680 024-935-1235 0248-23-1512 0242-29-5235 0241-62-5212 0244-26-1123 0246-24-6024	福島県 税務課 福島県 県北地方振興局県税部 〃 県中地方振興局県税部 〃 県南地方振興局県税部 〃 会津地方振興局県税部 〃 南会津地方振興局県税部 〃 相双地方振興局県税部 〃 いわき地方振興局県税部
消費に関する相談	024-521-0999	福島県 消費生活センター (月～金 9 時～18 時 30 分 原則、第 4 日曜 9 時～16 時 30 分)
外国住民からの生活相談 (13 言語対応: 日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、ロシア語、ウクライナ語)	024-524-1316 	(公財) 福島県国際交流協会 受付時間 9 時～17 時 15 分 (火～土) (LINE 通話からでもご利用いただけます。)
公害に関する相談 (大気)	024-521-7261	福島県 水・大気環境課
公害に関する相談 (水・土壌)	024-521-7258	福島県 水・大気環境課
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	福島県 一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	福島県 産業廃棄物課
帰還に向けた放射線不安相談に関する窓口	080-2845-3905	浪江町役場本庁舎 1 階 E-mail: info2@fukushima-sanpai.jp
被災者の借上げ住宅に関する相談 (県内)	024-521-7698	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (平日 9 時 00 分～17 時 00 分)
応急危険度判定から復旧までの相談	024-521-4033	(一社) 福島県建築士事務所協会 (平日 8 時～17 時) ※ 相談には費用がかかります。
住宅再建支援 (県の支援事業) に関する相談	024-521-7528	福島県 建築指導課

7 各種相談窓口

不動産などの登記 や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570-003-110 0120-007-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル みんなの人権 1 1 0 番 子どもの人権 1 1 0 番 (通話料無料、IP 電話は接続不可) (平日 8 時 30 分～17 時 15 分)
性犯罪に係る被害 の申告や相談	#8103 (コマルミナサン) 0120-503732	福島県警察本部 捜査第一課
行方不明者に関する 相談		最寄りの警察署
震災による行方不 明者の捜索に関する 相談	024-522-2151	福島県警察本部 災害対策課 (月～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分、年末年始、祝 日を除く)
警察安全相談窓口	#9110 024-525-8055	福島県警察本部 県民サービス課 警察安全相談室 (月～金曜日 9 時～17 時、年末年始、祝日を除く)
旅券の問い合わせ 窓口	024-525-4032	福島県パスポートセンター

◆経営・労働に関する相談

【受付時間：8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分（平日）】

経営に関する相談	024-525-4039 024-954-4161	(公財)福島県産業振興センター (公財)福島県産業振興センター 「よろず支援拠点」
中小企業等の二重 債務に関する相談	024-573-2561	福島県産業復興相談センター
避難先での事業再 開や経営上の悩み に関する相談	024-954-4162	(公財)福島県産業振興センター郡山事務所 「避難事業者等支援拠点」
特定地域中小企業 特別資金に関する 相談	024-525-4019	(公財)福島県産業振興センター
被災中小企業施 設・設備整備支援 事業に関する相談	024-525-4075	(公財)福島県産業振興センター

7 各種相談窓口

労働に関する相談	0120-610-145	福島県 雇用労政課「中小企業労働相談所」 (平日：9時～16時)
就職に関する相談 (就職相談・職業紹介)	024-925-0811 0248-27-0041 0242-27-8258 0244-23-1239 0246-25-7131 0240-23-7880 024-525-0047 03-3214-9009 024-934-0500	1 ふくしま生活・就職応援センター (月～土：10時～19時) [郡山事務所] [白河事務所] [会津若松事務所] [南相馬事務所] [いわき事務所] [富岡事務所] (月～金：9時～17時) 2 ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま] (福島窓口) (月～土：10時～19時) [ふくしまぐらし相談センター] (東京窓口) (火～日：10時～18時) 福島県ナースセンター (月～金：8時30分～16時30分)
(ひとり親家庭への就業に関する相談)	0120-650-110 024-534-4118 0248-75-7809 0248-22-5647 0242-29-5278 0241-63-0305 0244-26-1134	福島県母子家庭等就業・自立支援センター (月～金：9時～17時) ※ 母子家庭の母、父子家庭の父等の就職支援 福島県 県北保健福祉事務所 〃 県中保健福祉事務所 ★ 〃 県南保健福祉事務所 ★ 〃 会津保健福祉事務所 ★ 〃 南会津保健福祉事務所 〃 相双保健福祉事務所 ※ ★印は、ひとり親家庭就業支援専門員を配置
(看護職の就業に関する相談)	024-934-0500	福島県ナースセンター ※ 福島県看護協会内 (8時30分～16時30分 土日祝日除く)
(介護施設等への就業に関する相談)	024-526-0045	(社福) 福島県社会福祉協議会
創業に関する相談	024-525-4048	福島駅西口インキューブ・トルーム (13時～17時：土日を除く) ※ インキューベーションマネージャー等の専門家が対応
生活衛生営業に関する融資・経営相談	024-525-4085	(公財) 福島県生活衛生営業指導センター
原子力被災12市町村における事業者の経営相談	024-502-1117	(公社) 福島相双復興推進機構 (福島相双復興官民合同チーム) (9時～17時 土日祝日除く)

◆農林水産業に関する相談

024-521-7319 福島県 農林企画課

【受付時間：8時30分～17時15分（平日）】

◆国・県が管理する道路などに関する相談

【受付時間：8時30分～17時15分（平日）】

国管理道路(国道 4号、6号、13号、 49号)	024-546-4331	国土交通省 福島河川国道事務所
県管理道路に関 する相談（上記 以外の国道、県 道など）	024-521-7473	福島県 道路管理課